



Title	債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究（8・完）
Author(s)	楊, 瑞賀
Citation	北大法学論集, 73(1), 109-174
Issue Date	2022-05-30
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/85634">http://hdl.handle.net/2115/85634</a>
Type	bulletin (article)
File Information	lawreview_73_1-03_Yang.pdf



[Instructions for use](#)

# 債権譲渡制限特約の 効力に関する比較法的研究（8・完）

楊 瑞 賀

## 目 次

### 序 章

第1節 問題の所在

第2節 本稿の課題

第3節 本稿の視点と構成

### 第1章 日本における議論の現状と問題点

第1節 伝統的な枠組み

第2節 近時における議論の展開 (以上、71巻6号)

### 第2章 日本における民法改正の経緯と議論(その1)

第1節 改正法466条2-3項の趣旨と改正過程

第2節 改正法466条4項・466条の3の趣旨と改正過程  
(以上、72巻1号)

第3節 改正法466条の2の趣旨と改正過程

第4節 改正法466条の6の趣旨と改正過程

第5節 改正法469条の趣旨と改正過程 (以上、72巻2号)

### 第3章 日本における民法改正の経緯と議論(その2)

第1節 問題意識

第2節 民法(債権関係)部会における議論の推移

第3節 民法改正の経緯の与える示唆

### 第4章 日本改正法における債権譲渡制限特約の全体像の分析

第1節 問題意識

第2節 譲渡制限特約の機能

第3節 小括 (以上、72巻3号)

### 第5章 債権譲渡制限特約に関する諸外国のルール

- 第1節 中国契約法の考察
- 第2節 アメリカ法の考察 (以上、72巻4号)
- 第3節 国際ファクタリング条約の考察
- 第4節 国連国際債権譲渡条約の考察
- 第5節 ヨーロッパ契約法原則の考察
- 第6節 ユニドロフ国際商事契約原則の考察
- 第7節 共通参照枠草案の考察
- 第8節 比較法的に見た日本改正法の位置付け (以上、72巻5号)
- 第6章 債権譲渡制限特約効力論の再構成
  - 第1節 請負代金債権に関する裁判例の紹介と検討
  - 第2節 保証金(敷金)返還請求権に関する裁判例の紹介と検討
  - 第3節 売買代金債権に関する裁判例の紹介と検討
    - 第1款 裁判例の紹介 (以上、72巻6号)
    - 第2款 裁判例の検討
  - 第4節 預貯金債権に関する裁判例の紹介と検討
    - 第1款 裁判例の紹介
    - 第2款 裁判例の検討
  - 第5節 民法改正と実務上の課題
    - 第1款 相殺範囲の拡張と譲渡制限特約の存在意義
    - 第2款 譲渡制限特約付債権の譲渡と譲渡人の債務不履行
    - 第3款 預貯金債権の譲渡無効と譲渡制限特約の主張権者
    - 第4款 預貯金債権の特殊性と譲渡制限特約の効力
    - 第5款 クレジット取引と譲渡制限特約の効力
    - 第6款 将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力
    - 第7款 原因契約の変更と譲渡制限特約の効力
- 終章
  - 第1節 本稿の結論
  - 第2節 今後の課題 (以上、73巻1号)

## 第2款 裁判例の検討

### 第1項 全体的傾向

#### 1 裁判例の時代的推移

譲渡制限特約に関する裁判例を調査すると、裁判例の数の時代的推移には、顕著な特徴が看取される。昭和時代には、売買代金債権について譲渡制限特約の効力をめぐる法的紛争はほとんど表明化していなかつ

た<sup>34</sup>。平成時代に入ると、売買代金債権に纏わる事件が現れだした。平成10年代には4件、20年代には5件、30年代には2件徐々に増加する。

## 2 紛争類型の特徴

継続的売買契約において、売買代金債権に譲渡制限特約が付されているのが典型である(11件)。これに対して、単発の売買契約から発生する売買代金債権に関して、どの程度譲渡制限特約が付されているのかは必ずしも明らかではない。売買の目的物には、金型(【1】【2】【3】)、製御装置の中枢コンピューター等(【4】)、日用品(【6】【7】【8】)、文房具・事務用品(【9】)の三種類があるが、その相違により譲渡制限特約の第三者効が変化することはないようである。

## 3 紛争形態の特徴

第1節又は第2節で確認したように、請負代金債権又は保証金返還請求権については、譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「債務者以外の者(差押債権者、破産管財人、第二譲受人)は、譲渡制限特約を持ち

<sup>34</sup> なぜ売買契約において譲渡制限特約が慣行化していないのかという問題について、田邊光政教授は、その理由を「企業(債権者)の金融取得の必要性が、実際取引の関係者の間でよく認識されていることを意味する」ということに求める。具体的にいうなら、「売掛債権の譲渡を禁ずるところか、裸の売掛債権よりもっと流通性に富む手形を振出・交付することによって、商品売主の金融を助けている……しかし、以上のような債権者の金融の必要が十分企業間で認識されているかといえば、決してそうではない。手形債権は譲渡されるのが当然であるが、単なる売掛債権は譲渡すべきではないものという意識が取引界に存在することは疑いない。債権者の側には、証券化されていない売掛債権を譲渡することは、取引先(債務者)や一般の取引界から財政危機と受けとられはしないか、競争企業との関係等で商機を逸したり事実上不利益が生じないかを懸念する法意識があるようである……売掛債権の譲渡は異常時に行なわれることであって、正常な企業活動を継続している間は、裸の売掛債権は譲渡すべきでないという債権者の法意識と、譲渡しないであろうとの債務者の見込み、それに加えて、債権の発生の有無または支払期日の不確定なもの(もし売れたら、あるいは売れた分だけ支払うという条件での納品等の場合)を含む売掛債権は金融機関からも敬遠されがちで、實際上流通しないという事情から、明示の『特約』がなされない場合も考えられる。」。田邊光政『ファクタリング取引の法理論』(金融財政事情研究会、1979年)198-199頁。

出して譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した」場面（第1の検討場面）と、「譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒絶した」場面（第2の検討場面）とに大別される。これに対して、売買代金債権については、紛争形態が単純で、債務者以外の第三者は譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力を争ったものである。他方、第2の検討場面が表面化していないが、隠れたものである。

#### 4 請求の認容率

認容率についていえば、債務者以外の第三者が債権譲渡の効力を争った事案において、一部の裁判例は、差押債権者との関係においても譲渡制限特約に違反する債権譲渡が有効であるとの立場を採用したが<sup>35</sup>、それ以外の裁判例は、差押債権者や破産管財人が譲渡制限特約を援用できるということを前提しており、認容例のほうが多い。

### 第2項 譲渡制限特約の目的及び合理性

#### 1 第1の検討場面

同一の債権が多重に譲渡された場合の競合する譲受人が譲渡された債権についての優先順位を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例が存在しないが、譲渡人の差押債権者や破産管財人が「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を確保するために債権譲渡の効力を争うのが典型である。

差押債権者又は破産管財人による譲渡無効の主張について、譲受人は次のような2つの抗弁を持ち出した事案が多い。①譲渡制限特約は、債務者を保護するために存在するのであって、債務者が譲渡の無効を主張する意思がない以上、債務者以外の第三者が譲渡無効を主張することはできない<sup>36</sup>。②破産管財人が譲渡された債権を有することになると、譲渡人の破産債権者は譲渡による利益を受けるだけでなく、債権譲渡の無効による利益まで取得して二重に利益を受け得ることになり、相当では

<sup>35</sup> 東京地裁平成元年12月25日（民集51巻2073頁）。

<sup>36</sup> 東京地裁平成9年5月6日（公刊物未登載）。

ない<sup>37</sup>。

上記の①のような抗弁について、裁判所は、【2】において「右譲受人は、右譲渡の時から承諾時までの間に、右債権につき譲渡を受け又は差押える等をし、かつ、第三者に対する対抗要件を具備するに至った利害関係人に対しては、対抗することができない」とし、また【3】において「譲渡制限の特約のある指名債権について、譲受人が右特約の存在を知り、又は重大な過失により右特約の存在を知らないでこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となるが、民法116条の法意に照らして、第三者の権利を害することはできないと解するのが相当である」とし、差押債権者等の第三者は譲渡制限特約の存在を理由に譲渡無効を主張できることを当然の前提にしているのである。さらに、裁判所は、【4】において「債権譲渡制限特約の存在による債権譲渡の無効は、債務者のみならず債権の帰属を争う第三者も主張することができる」としているのである。

上記の②のような抗弁については、裁判所は、【11】において「確かに、債権譲渡が無効とされれば還付請求権が復帰するので、その分財団増加することになるが、他方、同債権譲渡が無効となった場合には、譲受人が上記債権を担保として貸し付けた貸金債権も、譲渡担保権の実行（売掛債権の回収）による充当を受けることなく全額が破産債権となるから、破産債権もその分増加する関係にある。したがって、上記により生ずる相違は、譲受人の担保権取得の有無であって、財団が二重に利得することとなるものではない」とし、譲受人の抗弁を否認した。

以上のように、実際の紛争は、債務者が債権者不確知を理由として供託して紛争から離れ、差押債権者又は破産管財人との間で生じている。このような紛争において、裁判所は、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定しない傾向が強く見られる。しかし、そもそも譲渡制限特約は債務者の利益を保護するための手段であり、譲渡制限特約の主張権者は債務者に限定してよいはずである。確かに、譲渡人の債権者の利益を保護する必要があるが、それは詐害行為取消権又は否認権その他の法的手段

<sup>37</sup> 大阪地裁平成28年9月26日（判時2350号95頁）。

により図られるべきであり、譲渡制限特約の文脈において検討されるべきものではない<sup>38</sup>。

## 2 第2の検討場面

先に紹介したように、継続的商品売買契約において、売買代金債権に譲渡制限特約に付されているのが一般的である。確かに、譲渡制限特約により追求されている債務者の利益とは何かは表面に出ないが、隠された問題である。債務者の利益としては、㉗相殺利益の確保、㉘事務手続煩雑化の回避、㉙過誤弁済危険の防止、㉚紛争に巻き込まれるリスクの回避といった点が挙げられる。

上記㉗の相殺利益の確保については、売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合に相殺の抗弁を譲受人に対抗できる範囲が問題となる。具体的には、㉛譲渡人が商品を債務者に引渡したところ、売買契約に適合しない瑕疵があり、債務者は譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合、㉜債務者は、売買契約上の代金債務等を担保するため、取引保証金を譲渡人に差し入れ、譲渡人に対して取引保証金返還請求権を取得した場合、㉝債務者と譲渡人との間で販売協力契約が締結され、債務者はこの契約に基づいて譲渡人に対して割戻金請求権を取得した場合、㉞双方向の売買取引において、債務者は譲渡人に対して売買代金債権を取得した場合である。

これら場合においては、債務者と譲渡人との間に継続的取引関係があつて、譲渡された債権と反対債権がともに継続的取引関係の中で生じたものであれば、相互に債権債務を負担しており、債務者の相殺の期待が保護されるべきであろう<sup>39</sup>。しかし、改正前法のもとでは、債務者は、債務者対抗要件が具備された後に生じた反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない（改正前法468条2項）。相殺の利益を確保したいのであれば、債務者は譲渡人との間で譲渡制限特約を締結すべきである。換言すれば、譲渡制限特約は、債務者対抗要件が具備された後に生じた反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗するために付されるものである。仮に譲渡制限特約の第三者効を認めなければ、債務者は

<sup>38</sup> 部会資料71-4・105頁、部会資料37・10頁。

<sup>39</sup> 部会資料71-4・129頁。

継続的取引において譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、相殺の抗弁を譲受人に対抗することができないとの立場を採ると、譲渡制限特約の存在意義が著しく減殺される。いずれにせよ、債務者にしてみれば、上記のような反対債権の保全の範囲では、譲渡制限特約により譲渡された債権を譲渡人に固定する利益がある。

上記④の事務手続煩雑化の回避については、債務者は、譲渡人との売買契約に基づき継続的に取引を行った場合に、譲渡人との間の取引の支払処理は、週単位で数百ないし数千に及ぶかもしれず、支払処理を円滑に行うためには、譲渡制限特約が必要不可欠な存在である<sup>40</sup>。取引実務では、取引先(売主)から、代表者の印鑑を捺印の上、代表印の印鑑証明書及び資格証明書を添えた口座指定書を提出いただき、当該指定口座にシステムの支払いを行うことにより、大量の売買代金につき、効率よく弁済期通りに支払を行っている<sup>41</sup>。譲渡制限特約はこの簡便・迅速な支払システムを背後から支えるものであるから、仮に債務者が譲渡制限特約により弁済の相手方を譲渡人に固定できるとの立場を採用しなければ、譲受人からの請求を受けた債務者は、いちいち支払の都度譲渡の有無等を確認する必要がある一方、譲受人が真の債権者であると確認された場合であっても、弁済先を変更するために個別対応を行う必要も生じる。そのため、事務処理のコストが著しく増大する。この点において、事務手続煩雑化を回避することが継続的取引において売買代金債権に譲渡制限特約を付す動機になり得る。

上記の⑦過誤弁済危険の防止については、売買代金債権がすでに第三者に譲渡されているのに、債務者側の事務手続のミスなどにより、譲渡人に弁済してしまう可能性があり、真の債権者である譲受人から二重に請求を受けるリスクがある。具体的には、債権譲渡という債務者がコントロールできない事情により、弁済先が増加すれば、人的なミスが発生するリスクが高くなり、過誤弁済を強いられるなどの危険がある。このような危険を回避するために、継続的に大量の商品の売買取引において譲渡制限特約により売買代金債権の譲渡を制限するべきである。

---

<sup>40</sup> 部会資料33-3・19-20頁。

<sup>41</sup> 部会資料7-2・2-3頁、部会資料33-3・19-20頁。



上記⑤の紛争に巻き込まれるリスクの回避については、実務では譲渡人の差押債権者又は破産管財人等の第三者は、債権譲渡の効力を争った場合には、債務者が譲渡の有効性に関する紛争に巻き込まれるリスクがあるため、このような紛争を回避することは、譲渡制限特約を付す動機になり得る<sup>42</sup>。譲受人の譲渡制限特約の存在に対する主観態様は、債務者にとっては知り得ない事項であるため、譲渡された債権につき債権者不確知といえる<sup>43</sup>。したがって、債務者は、これを理由として供託することができる（改正前法494条）。実際、債務者は、差押債権者又は破産管財人に弁済せず供託したのは、譲受人が善意又は無重過失の第三者として保護される可能性があることを考慮したからである<sup>44</sup>。

### 第3項 基本契約の締結と譲渡制限特約の効力

商品の継続的売買取引において、基本契約に基づく取引方法が採用されるのが一般的である。すなわち、買主は売主との間で取引の基本的な事項につき基本契約を締結した上で、基本契約に基づいて注文書を作成し、売主に商品を発注することにより個別契約が締結されるのである。なお、基本契約には売買代金債権についての譲渡制限特約が付されることが決して稀ではない。例えば、【4】において、基本契約には「甲及び乙は、文書による相手方の承諾を得ない限り、個別契約により生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない」旨の特約が記載されている。

売買当事者間で譲渡制限特約が付された基本契約が締結された後に、売主の買主に対して取得する既存債権又は将来債権が譲渡された場合には、譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒むことができるのか。この問題に関しては、裁判所は【4】において「XがAとBとの間の債権譲渡制限特約の存在を知っていたと認めることは必ずしもできないが、前記認定のように、本件取引基本契約には債権譲渡制限の特約が定められていること、本件取引基本契約には、

<sup>42</sup> 部会資料7-2・3頁。

<sup>43</sup> 部会資料7-2・2頁。

<sup>44</sup> 大阪高裁平成29年3月3日（判時2350号92頁）。

A が用いる定型の契約書用紙が使用されていること、X と A との間の取引が、B と A との間の取引と同様形態の継続的商品売買契約であること、本件取引基本契約の契約書（乙二）は A から X 本社へ送付され、X の代表社印が押捺された上で A 営業所に送り返されたこと、本件債権の譲渡が本件取引基本契約後1か月半程度経過してからなされていることなどからすると、X は、B と A との間においても本件取引基本契約と同内容の契約が締結されており、B と A 間に債権譲渡制限特約が存在していたということは十分予測することができたと認められる」とし、「X において、本件取引基本契約の契約書（乙二）の精査や B に対する問合せ・確認等をすれば、本件債権に譲渡制限特約が付されていたことを容易に知ることができたと認められるから、本件債権に付された譲渡制限特約の存在を知らないことについて重大な過失があったものというべきである」と判示した。

また、【6】において、裁判所は「……小売業における売掛債権について譲渡制限特約が付されることも決して少なくないことが認められる。また、本件の破産会社と B との取引のように継続的に大量の商品の売買取引がされる場合、取引当事者間で包括的な取引基本契約を締結することも決して珍しくないというべきであって、現に本件においても、甲野は、破産会社に対し再三にわたり取引基本契約の有無を質しており、丁田司法書士からも譲渡制限特約の存否を確認するため取引基本契約書の有無を確認するよう求められている。そして、このような取引基本契約書があれば、これに売掛債権についての譲渡制限特約が付されることが稀でないことは、丁田司法書士の甲野に対する前示認定の注意の内容から容易に窺い知ることができる……X は、銀行としての高度な専門的知識経験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡制限特約の有無という債権譲渡担保を行う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが容易であるのに、上記事項について正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を怠り、本件債権譲渡を受けたものである。したがって、原告は、本件債権譲渡の際、譲渡制限特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があるものというべきである」とした。

上記2つの判決に対しては、裁判所は【9】において「本件債権譲渡に

当たって、春田は、Yらに対し、Bとの間に譲渡制限特約や取引基本契約書は存在しない旨の説明を口頭及び書面で行っている。そして、当時、破産会社Aには、過去10年以上にわたって支払の遅滞がなく、経営状況が決算書上特に悪化していたわけでもなかったのであるから、Yらにおいて、春田があえて事実と異なる説明をするとは考え難い状況にあり、春田の説明を信用したからといって、Yらに落ち度があるとはいえない。そもそも、春田自身、当時はこれらは存在しないものと思っていたのであるから、Yらにおいて、春田の言動から不審な点を見出すことは不可能であったといつてよい……春田がその存在を一切告げていない以上、Yらが、春田に対し、インターネット取引に関する契約書（前記「受発注システムに関する契約書」）の提示を求めなかったことに、大きな落ち度があったともいえない……Yらにおいて、春田の意向に反して、Bに対し、譲渡制限特約や取引基本契約書の有無を照会することは、事実上不可能であったといえるし、中小企業の経営支援という本件制度の趣旨などに反することにもなりかねず、これをすべきであったということとはできない」とした。

債権譲渡の時点で基本契約が締結され、そのなかに譲渡制限特約が記載されている場合には、裁判例は、改正前法466条2項の基本的な枠組みにおいて、譲渡制限特約の効力を規律する傾向が見られる。譲渡された債権である売買代金債権は個別契約に基づいて発生するものであるが、基本契約に記載されている譲渡制限特約は、正に個別契約に基づいて発生する債権を対象とし、その譲渡を譲渡制限特約をもって制限した趣旨と解すべきである。なお、将来債権が譲渡された場合であっても、譲渡の時点で基本契約が締結されている限り、第三者は基本契約によって債務者が債権譲渡を制限したことについて認識が可能となる。しかし、これに対して、基本契約が締結されていない場合に、将来債権譲渡の時点で認識対象たる譲渡制限特約が存在しないときは、第三者の主観態様を観念できず、改正前法466条2項ただし書を適用する余地がないから、債務者は常に譲渡制限特約を第三者に対抗することができる。

## 第4節 預貯金債権に関する裁判例の紹介と検討

### 第1款 裁判例の紹介

預貯金債権に関する裁判例は、次の通りである。

【1】東京地裁昭和29年11月12日(判時53号17頁)。Aは、昭和29年5月21日Yから100万円を弁済期同年6月19日の約で借り受け、その履行を担保するために、Xに対して有していた預金債権500万円をYに譲渡した。しかし、預金債権については、AとBとの間に、Bの承諾がなければ預金債権を他に譲渡することができない旨の特約が付されている。Aの債権者であるXは、Yにおいてこの特約の存在を知りながら、預金債権を譲り受ける旨の合意をなすに至ったものであるから、その譲渡は、効力を生じえないと主張するのに対して、Yはこれを争っている。

裁判所は、「債務者は前示特約違背の点は、債権者において主張しうる限りでないというけれども、債権譲渡制限の特約が物権的効力を有することは、民法第466条第2項の解釈上明らかであり、その特約の存することを知らず、かつ知らざるにつき、過失なき第三者のみが、除外せられ保護されるべきものなること、前示の通りであるから、右主張の失当なること明らかである」として、Xの主張を認容した。

【2】東京地裁昭和30年10月27日(判タ57号50頁)。Xは昭和29年6月25日Bに対して取引限度額金50万円とし石炭を売渡す旨の契約を締結した。その際に、Aは右売買代金を担保するため、AがYに対して有していた定期預金債権に質権を設定し、同日定期預金証書及びY組合支店長の右債権に対する昭和29年6月25日付質権設定承認書の交付を受けた。なお、質権設定承認書の記載内容によれば、単に前記定期預金債権について他に質権設定をすることを承認するというのみであって、果たして何人に対する質権の設定を承認するのが必ずしも明らかではない。Xからの請求を受けたYは、右質権設定への承認を否認し、これを拒絶した。

裁判所は、「本件預金債権を証する前記定期貯金証書(甲第一号証)にはその裏面に『この貯金は、組合長の承認がなければ他人に譲渡又は質入することはできません』と印刷明記されており、これはY組合とA

との預金に関する契約の一部として本件預金債権についても効力のあるものとみられるところ……その組合長の承諾の方式については更らに特定の文書の形式等の定はないが、通常は組合長名による書面上の承諾が考えられ……本件定期預金債権質入承認の権限及び方式を特定した趣旨から推論すれば、右特定による制限を解除し、一般の債権と同様の譲渡質入性を附与することも右特定された権限と方式に基くことを要するのは自明であるから、右に基かない前記質権設定承認書（甲第二号証）の記載内容によつて、本件債権の質入が一般に可能となつたものとし、これについて対抗要件の具備状況を検討する必要もない」として、Xの請求を棄却した。

**【3】** 東京高裁昭和31年9月29日（金法120号5頁）。これは、**【2】**の控訴審判決である。裁判所は、「支店長は被控訴Y組合または組合長等からこれ等に代わり右質権設定を承諾する権限を与えられていなかったことが認められるからAに対し右質権設定承認書表示以上の代理権限を有するものとは解するをえない。従て右質権設定承認書によつてはAがYから右質権設定の承諾をえたものとは認めえないし、他にこの事実を認めしめるに足り証拠はない」として、Xの控訴を棄却した。

**【4】** 東京地裁昭和38年2月26日（判タ146号75頁）。AはYに対し定期預金契約に基く金12万1470円の債権を有していた。Xは、昭和34年8月27日定期預金債権につき債権差押転付命令を得、同命令は同月31日第三債務者たるYに送達された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶したところ、裁判所は、「財貨そのものとも言ふべき金銭債権については斯る当事者間の特約をもつてしては転付債権者の善意悪意を問わず対抗できないものと解するのが相当である」として、Yの抗弁を否認した。

**【5】** 東京地裁昭和38年10月25日（金法360号5頁）。Aは、Y信用金庫に対し別紙目録第一の（1）ないし（四）記載の定期預金債権合計50万円及び別紙目録第二の（1）、（二）記載の定期積金債権合計18.1800万円右総計68.1800万円を有していた。Aは、昭和37年5月24日預金債権全額をXに譲渡し、その旨が同月28日Yに通知された。他方、昭和36年10月頃、YとAとの取引契約において預金債権にはAのYに対する手形割引による債務の履行を担保するため、質権が設定されていた。

預金債権が譲渡された昭和37年5月24日当時、YはAに対し4枚の手形(額面50万円手形2枚、額面22.5227万円手形1枚、額面25万円手形1枚)を割引いたことによる金147.5227万円の債権を有しており、右金員は全額、預金債権につき設定した質権の被担保債権であった。上記被担保債権の内100万円(額面50万円手形2枚)が決済されている。残りの手形2枚については、昭和37年7月9日YがAの申出に応じ、手形金合計47.5227万円を、預金債権中より対等額で相殺することとして控除し、残余金と2枚の手形をAに交付した。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在等を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「Aは本件預金債権譲渡に承諾(但し後記質権付のまま)を与えたこと」を認めた上で、「預金債権は、それ以前に原告会社に譲渡されたこと判示の如くであるから、右相殺は原告会社に対し何等の効力も生じないものというべきである」として、Yの抗弁を否認した。

【6】東京高裁昭和40年12月24日(金法431号11頁)。これは、【5】の控訴審判決である。裁判所は、「Aと控訴人Y間には昭和36年10月頃締結された与信契約および根質権設定契約にもとづきAは控訴人Yに対し手形割引にもとづく147万5227円の債務があり、控訴人Yは現に譲渡承諾を求められているAのY金庫に対する預金債権が右根質権の目的物となっており、また右預金債権はAと控訴人Yとの間で譲渡禁止の特約がなされていたので、支店長は右の旨を告げ、かつ、Aの当時の営業状況等を考えて、譲渡承諾を拒み」として、Yの債権譲渡への承諾を否認した。

また、「譲渡制限の記載のある本件定期積金の証書が当時Aの手中にあった事実によれば被控訴人XはAから債権譲受の際右譲渡制限の特約の存在を知っていたものと認められる……右のとおり譲渡制限の特約があり、かつ被控訴Xがこれを知っていた以上結局Aから被控訴人Xへの債権譲渡はその効力を生じないものというべきである」として、Yの控訴を認めた。

【7】東京高裁昭和39年10月12日(判タ170号228頁)。この判決の事実が不明であるが、裁判所は、「債権の譲渡制限の特約は譲渡制限といつても、実は広く債権の移転制限の特約に外ならないものであつて、民法第466条第2項の規定はかような特約の効力を認めたものと解するを相当

というべく従つて苟くも第三者にして悪意である以上譲渡制限の特約ある債権について譲渡行為によつて之を取得することが出来ないと同時に転付命令によつても之を取得することが出来ないものと謂うべきである」とした。

【8】東京地裁昭和昭和39年12月24日（公刊物未登載）。Xは、AがYに対して有していた当座預金3万円、普通預金4万6326円、定期預金債権4口合計165万円、出資金50万円についての債権差押命令の申請をし、裁判所の右債権に対する差押命令は、昭和35年7月28日第三債務者であるYに送達され、続いてXは右債権に対する転付命令の申請をなし、裁判所の転付命令は同年8月9日同じくYに送達された。そこで、原告はYに対して、右転付債権の一部である金360万7336円の支払を求めたところ、裁判所は、Xの請求を棄却した。

【9】東京高裁昭和42年9月29日（公刊物未登載）。これは、【8】の控訴審判決である。裁判所は、「一般に、銀行、相互銀行又は信用金庫等の銀行は普通預金、定期預金及び定期積金等の債権についてその預金者との間の預金契約において銀行の承諾がなければ預金者はこれを譲渡できない旨の譲渡禁止の特約をしているのが普通であつて、本件各預金債権についても同様の特約があることが認められ、右認定を左右する証拠はない。おもうに、債権についてその当事者間に右に認定したごとき譲渡禁止の特約がなされている場合と雖も、その債権者に対し債権を有する者のためにこれを差押、かつ、転付命令を発することはなんらの支障がないけれども、転付命令による債権の移転についても民法第466条第2項の規定が準用されるものと解するを相当とするから、転付命令を受けた債権者が当時右特約の存在につき悪意である場合には転付命令によつてその債権を取得しえないものといわなければならない」として、Xの控訴を棄却した。

【10】最高裁第二小法廷昭和45年4月10日（民集24巻4号240頁）。これは、【9】の上告審判決である。裁判所は、「譲渡制限の特約のある債権であつても、差押債権者の善意・悪意を問わず、これを差し押え、かつ、転付命令によつて移転することができるものであつて、これにつき、同法466条2項の適用ないし類推適用をなすべきではないと解するのが相当である」として、原判決を破棄した。

【11】福島地裁昭和39年12月26日（公刊物未登載）。X・Aは、Y銀行に対して定期預金債権を有していた。Aは、Xの同意を得て定期預金債権を参加人Bに贈与する契約を締結したところ、Yに対して定期預金債権の支払を請求した。裁判所は、「本件定期預金債権は参加人Bが有するものであることが認められるので、Yに対し右債権が参加人Bに属することの確認を求める同人の請求は理由がある」として、Xの請求を棄却した。

【12】仙台高裁昭和41年7月6日（金法453号10頁）。これは、【11】の控訴審判決である。Xは、「右贈与は、前記定期預金につき控訴人Xと、被控訴Y銀行との間になされている譲渡制限の特約に違反するものである……から、無効である」と主張したところ、裁判所は、「右贈与後、被控訴Y銀行は被控訴人Bからの前記定期預金の満期毎の書替えや、利息支払いの請求に応じていたことが認められる。以上の事実によると、被控訴Y銀行は、控訴人Xらが被控訴人Bに対してなした前認定の贈与につき、右特約に基く承諾を与えたことを窺うに十分である」として、Xの主張を否認した。

【13】最高裁第一小法廷昭和42年3月23日（金商68号17頁）。これは、【12】の上告審判決である。裁判所は、「被上告Y銀行が、判示債権譲渡の行われた後被上告人Bからの本件定期預金債権の満期毎の書替えや利息支払いに応じて来た事実を認定し、右事実により、被上告Y銀行が判示定期預金債権が上告人XおよびAより被上告人Bに譲渡されたことを承諾した事実を認定したものであって、右判断は肯認できるから、原判決に所論の違法はない」として、Xの上告を棄却した。

【14】東京地裁昭和41年1月27日（金法436号10頁）。Yは、Aに対して有していた無記名定期預金債権をXに譲渡した。裁判所は、「本件各定期預金の譲渡が制限せられているからといっても、Yとしては預金証書と印鑑を持参すれば、原則としてその者に支払っているというのであるから、右の制限条項は、XY間の譲渡行為の効力に何等消長を及ぼすものとは解せられないからである」として、債権譲渡の効力を認めた。

【15】東京地裁昭和41年9月19日（金法456号8頁）。AがY銀行に対して昭和36年1月31日（1）定期預金497万9700円、（2）定期積金32万1000円、（3）当座預金1万5507円、（4）普通預金2万4827円の各債権



を有していた。Yは、Aとの間で現在及び将来にわたりAが負担する債務の担保のため、上記（1）、（2）の定期預金、定期積金債権につき根質権の設定を受け、公証人の昭和36年2月4日付の公印ある契約書が作成された。Yは、Aに対して（1）手形貸付による債権として（イ）昭和35年7月28日貸付、返済期日昭和36年1月31日の約定の金1000万円、（ロ）昭和35年10月11日貸付、返済期日（イ）と同じ約定の金15万円、（二）手形割引による債権として合計金1204万6600円の各債権を有していた。

Aは、昭和36年2月2日上記預金債権をXに譲渡し、同月9日付内容証明郵便によって、Yに対し債権譲渡が通知された。なお、Xは昭和43年3月8日同債権を参加人Cに譲渡し、同月9日その旨がYに通知された。Yは、Xから譲渡の通知を受けた後、同月16日までの間に上記（1）、（二）の債権と上記（1）ないし（4）の預金債権とを対等额で相殺した。また、AのYに対する貸付金債権の担保又は手形割引によりAから取得した約束手形を債権譲渡の通知後にAに返還した。Xは、Yが約束手形の返還先を誤ったことにより損害を受けたことを理由にYに対して損害金の支払いを請求するのに対して、Yは、①譲渡制限特約の存在、又は②質権の実行を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、まず「Xら債権者は右特約の存在を知らず、かつこれを知らなかったことにつき過失はなかったことが認めるのが相当である」として、上記①の主張を否認した。また、上記②の主張について、「AのXに対する前記債権譲渡が有効であり、その通知がYに到達した以上その譲渡債権を受働債権とする相殺の意思表示は、原告に対してしなれば効力がないのであり……これがAとの間でなされれば足りるものとし前記清算をしたことを認めることができるから、Yのした前記清算（相殺）は、無効のものというほかない」として、Xの請求を認めた。

【16】東京高裁昭和46年9月30日（判タ271号328頁）。これは、【15】の控訴審判決である。裁判所は、「脱退被控訴人Xはすでに有効に質権の設定ある本件預金債権を取得した者（債権譲渡は質権設定以前であるが譲渡通知をしたのは質権設定以後であるから結果的には質権が先行する）であるから、右質権の被担保債権たる本件手形割引債権等について民法第500条にいわゆる弁済をするにつき正当の利益を有する者というべきである。しかるに脱退被控訴人Xは本件預金債権中前記部分の質

権実行を受けることにより、これを犠牲に供して本件手形割引債権の対当額を満足させて消滅せしめたものであり、これひつきよう自己の出捐によつて控訴人の債権を満足せしめたものというべく、結局右法条にいう弁済をした者と同視するのが相当である。従つて脱退被控訴人 X は当然これによつて債権者たる控訴人 Y に代位するものというべきである」として、X の法定代位主張を認容した。

また、「はたしてしからは脱退被控訴人 X はその代位の効果として自己が A に対して求償しうべき範囲内すなわち本件預金債権中前記部分の範囲内で、債権者たる控訴人 Y がその債権の効力及び担保として有した一切の権利を行使しうる地位にあるものというべきである……本件手形は本件手形割引債権に対しては一種の担保たるものというべきである」ことを理由に、「代位権ある者が自己の出捐によつて本件手形割引債権を満足せしめた以上、本件手形は右代位権者すなわち脱退被控訴人に返還すべきものといわなければならない」とした。

さらに、「右損害は控訴人 Y が本件手形の返還先きをあやまつたことによるものというべきところ、これについては控訴人 Y が銀行としてその尽すべき注意義務を尽さず、本件預金債権が譲渡されたことを重視せず、たやすく通常の決済と同視して、結局その措置をあやまつたものであり、少くとも過失の責は免れない」として、Y の控訴を棄却した。

【17】最高裁第一小法廷昭和48年7月19日（民集27卷7号823頁）。これは、【16】の上告審判決である。裁判所は、「民法466条2項は債権の譲渡を制限する特約は善意の第三者に対抗することができない旨規定し、その文言上は第三者の過失の有無を問わないかのようなようであるが、重大な過失は悪意と同様に取り扱うべきものであるから、譲渡制限の特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であつても、これにつき譲受人に重大な過失があるときは、悪意の譲受人と同様、譲渡によつてその債権を取得しえないものと解するのを相当とする。そして、銀行を債務者とする各種の預金債権については一般に譲渡制限の特約が付されて預金証書等にその旨が記載されており、また預金の種類によつては、明示の特約がなくとも、その性質上黙示の特約があるものと解されていることは、ひろく知られているところであつて、このことは少なくとも銀行取引につき経験のある者にとつては周知の事柄に属するというべきであるとし

て、原判決を破棄した。

**【18】**東京高裁昭和50年5月7日（判時786号42頁）。参加人Bは、YはBに対して損害金の支払いを請求したところ、裁判所は、「一般に、銀行預金についてはその証書類に譲渡や質入を禁ずる旨の約款が明記されている等いわゆる譲渡制限の約定が存すること（特に定期預金について然り）は世間に広く知られている事実というべきところ、更には本件の如き商人の銀行預金については、質権設定の外、通常相殺予約等の約定が為され、これらが譲渡制限特約と相俟ち、銀行の有する債権の担保の役割を果していることは、少くとも商取引経験のある者ならば周知の事柄というべきであるから、商人たる第三者が、他の商人からその銀行預金債権を譲受けるような場合には、特にかかる特約の有無等を充分調査したうえこれを取得すべき取引上の注意義務があるものというべく、これを著しく怠り、軽々に特約の不存在等を信頼した者については、前示法条による保護は与えられないものと解するのが相当である」とし、譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡が有効であることを前提とする参加人の請求を棄却した。

**【19】**東京高裁昭和42年4月17日（金法479号28頁）。AはY銀行に対して定期預金債権を有していたが、定期預金債権につきY銀行の承諾なくして譲渡、質入ができない旨の特約が付されている。Xは、Aから定期預金債権の贈与を受け、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「控訴人XはAから書替前の本件預金の贈与を受けた際右預金証書の保管場所の指示を受け、以後Aと控訴人Xがこれを共同占有していたと認めることができるから、反証のない本件では控訴人Xは右譲渡制限の条項を了知していたものと推認すべく、仮に控訴人Xが預金債権を有効に譲り受けたと信じたとしても、控訴人Xにはかように信ずるにつき過失があつたというほかはない。従つて被控訴人は右特約をもつて控訴人に対抗し得べきことは明らかである」として、Xの請求を棄却した。

**【20】**東京地裁昭和42年7月11日（判タ210号206頁）。Aは、昭和32年6月17日Y銀行に対して無記名定期預金債権を有していたが、この債権につき譲渡制限特約が付されている。しかし、それにもかかわらず、

Aは、昭和39年10月17日定期預金債権をXに譲渡し、その旨が同月19日Yに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「銀行取引上普通預金、通常の定期預金の場合と同じように無記名定期預金には例外なく債権譲渡禁止の特約があり、右特約は預金証書に明記されていることは銀行取引上顕著な事実である。したがって、銀行取引に経験のある者は右特約を知っていることを推認することができるのであるが、右経験のない一般人であつてもいやしくも無記名定期預金債権の譲渡を受ける者は、預金証書が存在することを知つているものと推認するのが相当である」として、Xの請求を棄却した。

【21】大阪地裁昭和47年9月20日(判タ288号332頁)。Bは、Aに対し昭和42年10月31日現在取引上の債権金2000万円を有していたところ、同日Aは、Bに対し、右債権の内金400万円の支払いのために、AがY銀行に対し有していた預金債権を譲渡し、Yに対し、同年11月6日Yに到達の書面をもって、右債権譲渡の通知をした。次いで、同年12月22日、Bは、Xに対し、譲受預金債権を譲渡し、Yに対し、同年同月29日Yに到達の書面をもって、債権譲渡の通知をした。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「B及びXは、いずれも右各譲受当時、右譲渡制限の特約があったことを知らなかったことが認められ、右認定を覆すに足る証拠はないので、Yは、右譲渡制限の特約を善意者のB及びXに対抗できないといわなければならない」として、Yの抗弁を否認した。

【22】大阪高裁昭和48年11月26日(判タ307号190頁)。Xは、Y銀行に対して定期預金債権を有していたが、預金証書にはYの承諾がなければ譲渡又は質入することができない旨の特約が記載されている。Xの妻であるAは、借金を担保するために、Xに無断で定期預金証書を参加人Bに差し入れた。Xからの請求を受けたYは、Xにおいて預金証書を所持しておらず、預金の権利者を確知できないとして、Xに対し預金の支払いを拒んだ。

裁判所は、「被控訴人Y銀行としては、本件定期預金証書には、前記のとおり譲渡質入制限の特約が明記され、自らその譲渡質入を承諾したことはない(この承諾をしたことを認める証拠はない)のであるから、

前記事実により、補助参加人Bが、預金債権につき権利を取得する理由がなく、本件定期預金の権利者は控訴人であること」を認めた上で、Y銀行はXに対して支払う義務があったと判示した。

【23】東京地裁昭和52年6月17日（訴月23巻6号1067頁）。Y<sub>1</sub>は、A信用組合に対し、昭和49年7月31日現在、当座預金、普通預金、定期預金、定期積金と借入金等との債務との相殺後の別段預金2口合計金64万1966円、普通預金4367円総計金64万6333円の預金債権（本件預金債権）を有していた。Y<sub>1</sub>は、本件預金債権をY<sub>2</sub>に譲渡し、その旨が同月6日にAに通知された。

他方、Xは、租税債権を徴収するため、昭和49年7月31日、本件預金債権を差押え、同年8月8日債権差押通知書がAに送達された。Aは、昭和50年6月9日、債権者を確知できないとして供託した。そこで、Xは、Yらに対し、XとYらの間で租税債権の差押にもとづき、供託金の還付請求権をXが有することを確認する、との判決を求める。

裁判所は、「銀行等を債務者とする各種の預金債権については一般に譲渡制限の特約が付されて預金証書等にその旨が記載されていることはひろく知られているところであつて、このことは少なくとも銀行取引につき経験のある者にとっては周知の事柄に属するものというべきであるから、商人たる第三者が他の商人からその銀行預金債権を譲受けるにあつては、特にかかる特約の有無、銀行等の銀行の側で預金債権の譲渡を承諾するかどうか等について銀行等の銀行に照会する取引上の注意義務が存すると解するのを相当とする」として、Y<sub>2</sub>が譲渡制限特約につき重大な過失があったと認定し、Xの請求を認めた。

【24】東京地裁平成8年10月7日（公刊物未登載）。Aは、生前、Y銀行との間で預金等の取引を行い、Yに対して預金債権を有していた。Aは、平成6年7月17日死亡した。Xは、平成3年10月9日Aとの間で、Aが有する全財産をXに死因贈与する旨の契約を締結したと主張し、預金債権がXに帰属することを確認したところ、裁判所は、贈与契約の成立を否認し、Xの請求を棄却した。

【25】東京高裁平成9年10月30日（金法1535号68頁）。これは、【24】の控訴審判決である。控訴審では、裁判所は、まず死因贈与契約の成立を認め、「控訴人Xは、Aの死亡（平成6年7月17日）により、本件契約

に基づき本件預金債権を譲り受けたことが認められる」とした。

また、譲渡制限特約の効力については、裁判所は、「控訴人 X と A の相続人全員との間において、本件預金債権が控訴人に帰属することに争いがなく、その趣旨の確定判決もあって、A の相続人全員から被控訴人 Y (債務者) に対して本件預金債権につき譲渡の通知がされており、本件預金債権の帰属主体が控訴人であることは明白であるといえることができる。そして、被控訴人 Y 銀行は、本件預金の受寄者であって、本件預金債権の帰属主体が誰であるかが明白かどうかについては利害関係を有するものの、本件預金債権の帰属主体が誰であるかそのものについては被控訴 Y 銀行が固有の利害関係を有するものではないことも明らかである」とし、「このように本件預金債権の帰属主体が控訴人があることが明白であり、その帰属主体が誰であるかについては利害関係がないのに、受託銀行である被控訴人銀行において、本件預金債権につき譲渡を禁止する特約があることを理由に控訴人が本件契約に基づき本件預金債権を譲り受けたことを否認することは、信義則上許されないものと解するのが相当である」と判示した。

## 第2款 裁判例の検討

### 第1項 全体的傾向

#### 1 裁判例の時代的推移

譲渡制限特約に関する裁判例を調査すると、裁判例の数の時代的推移には、顕著な特徴が看取される。裁判例は、昭和20年代(2件)、30年代(7件)、40年代(13件)、50年代(1件)に集中し、平成時代に入ると減少する(平成10年代2件)。原因ははっきりしないが、譲渡制限特約付預金債権の譲渡性に関する最高裁の態度(最判昭和48年7月19日)が確立したため、訴訟が一定程度減少した可能性がある。

#### 2 紛争類型の特徴

銀行を債務者とする各種の預金債権については、一般に譲渡制限特約が付されて預金証書等にその旨が記載されているが、実務では主に定期預金、定期貯金、定期積金債権の譲渡性が争われ、普通預金債権の譲渡性が問題とされた事案が少ない。原因ははっきりしないが、普通預金債権では、預金者がいつでも全額を引き出しうるから、普通預金債権の流

動性を高める需要が乏しい。これに対して、定期預金債権等では、期限前に預金者は払戻を請求する権利を有しないから、定期預金債権等を第三者に譲渡して金融を取得する必要が生じてくることになる<sup>45</sup>。

### 3 紛争形態の特徴

紛争形態の面では請負代金債権、売買代金債権、保証金返還請求権と同様に、譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「債務者以外の者は、譲渡制限特約を持ち出して譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した」場面（第1の検討場面）と、「譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒絶した」場面（第2の検討場面）とに大別される。しかし、第1の検討場面と比べてみると、第2の検討場面において債務者は譲渡制限特約を援用する事件が圧倒的に多い（全体の92%を占める）。

### 4 請求の認容率

認容率についていえば、第1の検討場面において、裁判例は、債務者以外の第三者との関係でも、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるとの立場を採用しており、差押債権者の無効主張を否定する裁判例が存在しない。また、第2の検討場面において、譲渡制限特約の合理性を問題視することによって債務者の譲渡制限特約による抗弁を否認する裁判例が存在しない。

## 第2項 譲渡制限特約の目的及び合理性

### 1 第1の検討場面

譲渡人の差押債権者等が「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を確保するために債権譲渡の効力を争うのが典型である（2件）。

【1】において、譲渡人の差押債権者が譲渡制限特約に違反する譲渡は、効力を生じえないと主張するのに対して、債務者はこれを争ったところ、裁判例は、「債務者は前示特約違背の点は、債権者において主張し得る限りというけれども、債権譲渡制限の特約が物権の効力を有することは、民法第466条第2項の解釈上明らかであり、その特約の存することを知

<sup>45</sup> 米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（学陽書房、1976年）139-140頁。

らず、かつ知らざるにつき、過失なき第三者のみが、除外せられ保護されるべきものなること、前示の通りであるから、右主張の失当なること明らかである」として、譲渡人の債権者の無効主張を認めた。

【23】において、預金債権の譲受人は、債権譲渡制限の特約は専らないし主として債務者である訴外信用組合の利益を追求するためのものであり、このような特約は悪意の譲受人にも対抗し得ないと主張したところ、裁判所は、「右の主張は、立法論としてはとも角、民法の解釈として独自の見解に立つものであり、採用の限りではない」として、差押債権者の無効主張を認めた。

## 2 第2の検討場面

譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶する事件が多い。譲渡制限特約によって確保されている銀行の利益としては、㊦相殺利益の確保、㊧事務手続煩雑化の回避、㊨過誤弁済危険の防止、㊩紛争に巻き込まれるリスクの回避といった点が挙げられる。

上記㊦相殺利益の確保については、譲渡制限特約によって確保されてきた相殺の利益とは、譲渡された債権につき債務者対抗要件具備時より後に譲渡人に対して取得する債権を自働債権とする相殺を確保することである<sup>46</sup>。具体的には、㊰銀行と預金者との間で手形割引又は手形貸付による手形取引契約が締結され、銀行はこの契約に基づいて預金者に対して貸金債権又は買戻請求権等を取得した場合、㊱銀行と預金者との間でコミットメントライン契約が締結され、銀行はこの契約に基づいて個別貸付を行うことにより預金者に対して貸付債権を取得した場合である。

取引実務では、譲渡制限特約によりこれら場合の相殺の利益を確保することによって与信実務が行われている。譲渡制限特約は、この与信実務を背後から支えるものであり、なくてはならないものである。仮に譲渡制限特約を第三者に対抗できないものとする、預金者は銀行にとっての受働債権（預金債権）を自由に譲渡することができるので、与信判断につき現状対比厳しくみる必要性に迫られる可能性が生じる<sup>47</sup>。これ

<sup>46</sup> 金融法委員会有志「『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』に対する意見」（2013年6月17日）16頁。

<sup>47</sup> 全国銀行協会「銀行取引に係る債権法に関する研究会報告書」（2007年4月）



は、預金者にとって決して望ましい結果ではない。いずれにせよ、預金者は預金債権を担保として銀行から金融を取得するのであれば、預金債権の流動性を高める需要が乏しい。

上記④事務手続煩雑化の回避については、事務手続を円滑に行うためには、譲渡制限特約の存在が必要不可欠である。銀行は、大量の預金者に対して多数の営業拠点において預金取引を行っているが、これは、預金債権者が預金名義人であることを前提にした事務手続で成り立っている<sup>48</sup>。仮に譲渡制限特約がなければ、銀行は、預金の支払等の依頼に応じる度に、預金債権につき譲渡の有無ないし譲渡の過程を確認する必要が生じる。また、譲渡通知が銀行のどの支店に対して送達されても債務者対抗要件として有効なので、銀行は全拠点においてを調査する必要が生じる一方<sup>49</sup>、譲渡の事実が確認された場合であってもそれを全拠点で共有する必要が生じ、銀行の管理コストが著しく増大する<sup>50</sup>。

銀行の預金管理については、この管理を銀行内部情報ネットワークにより対応できるとの反論がありえよう。確かに銀行は預金管理システムを構築することができる。しかし、譲渡通知は銀行のどの支店に到達した時点でその効力が生じるので、譲渡通知の送達を受けてから当事者がその情報を端末に入力するまでに時間を要することに鑑み、実際に預金払戻等の依頼があった場合に、この時間の経過を待ってから応じる実務対応を迫られることが予想される<sup>51</sup>。これは、預金者にとって望ましい状態になる。いずれにせよ、銀行にしてみれば、多数の預金債務を処理にする場合において譲渡制限特約を締結することによって預金債権を預金者に固定することは、弁済先を明確にする上で適切かつ有効というべきである<sup>52</sup>。

上記⑤過誤弁済危険の防止については、銀行は預金債権の管理に手落

---

32頁。

<sup>48</sup> 全国銀行協会・前掲注47) 31頁。

<sup>49</sup> 全国銀行協会・前掲注47) 31頁。

<sup>50</sup> 部会資料71-3・110-111頁。

<sup>51</sup> 全国銀行協会・前掲注47) 31頁。

<sup>52</sup> 東京地裁昭和30年10月27日（判タ57号50頁）。

ちがあれば（譲渡通知が送達されたこと自体を失念しているケースがあり得る）<sup>53</sup>、預金債権の債権者でない者に弁済する可能性があるので、過誤弁済の危険から銀行を保護する必要がある。過誤弁済の危険を避けるために、預金債権に譲渡制限特約を付する動機になり得る。

上記⑤紛争に巻き込まれるリスクの回避については、銀行以外の第三者は債権譲渡の効力を争う事件が少ないが、銀行は譲渡の有効性に関する紛争に巻き込まれるリスクがないわけではない。例えば、【23】において、仮差押命令、債権差押通知書、債権譲渡通知書を受領した銀行は、債権者を確知できないとして預金につき供託した。譲渡制限特約は、銀行が譲渡人の債権者・譲受人間のトラブルに巻き込まれることを嫌って、締結されたものである。

### 第3項 手形取引と譲渡制限特約の効力

検討の対象となるケースを確認しておこう。AとY銀行との間で手形取引契約が締結され、Yはこの契約に基づきAから手形を取得し、これを割引きAに対して手形割引債権を取得した。Yは、手形割引債権その他将来発生する債権を担保するため、AのYに対する預金債権の上に根質権を設定し、公正証書による質権設定契約書を作成した。しかし、それにもかかわらず、Aは、同債権をXに譲渡し、その旨が内容証明郵便でYに通知された。なお、譲渡された債権としての預金債権にはYの承諾がなければ譲渡し得ない旨の特約が記載されている。その後、Aの倒産によりYは割引手形の買戻を請求し、Aが買戻に応じないので、根質権の実行として預金債権を手形割引債権の弁済に充当し、その手中にあった割引手形をAに返還した（【15】）。

上記のケースにおいて、譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡を有効とする立場を採用する場合に、Xは債権譲渡によってすでに質権の設定ある預金債権を取得した者であるから、質権の被担保債権たる手形割引債権について改正前法500条にいわゆる弁済をすることに正当の利益を有する者というべきである。Xは上記質権の実行を受けることにより、預金債権を犠牲に供して手形割引債権の対等額を満足させて消滅せ

<sup>53</sup> 部会資料33-3・43-44頁〔全銀協〕。

しめたものであり、これ畢竟自己の出捐によってYの債権を満足せしめたものというべき、結局改正前法500条にいう弁済を行った者と同視するのが相当である。したがって、Yはこれによって債権者たるYに代位するものというべきである。具体的には、Xはその代位の効果として自己がAに対して求償し得る範囲内で、債権者たるYがその債権の効力及び担保として有していた一切の権利を行使し得る地位にある。

割引手形はYにおいて割引のため取得していたものであり、本来その割引による手形割引債権は、その手形債務者が満期に支払をすることにより決済せられるべきものとして取得しているのであるから、それは手形割引債権に対しては一種の担保たるものというべきである。したがって、Xが自己の出捐によって手形割引債権を満足せしめた以上、割引手形はXに返還すべきものである。結局、割引手形につき適切な返還をするためには、預金債権が譲渡された場合に備えて譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要が生じる。これらの管理に手落ちがあれば、不利益を受けるおそれがある。例えば、Yが割引手形の返還先を誤ったことにより、Xは割引手形を取得行使してAに対する求償権の満足を受けることができず、損害を蒙ったときは、Xからの損害賠償請求を受けることがあり得る。

他方、譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡を無効とする立場を採用する場合に、Xは債権譲渡によって預金債権を取得することができないので、質権の実行により代位することがあり得ない。手形割引債権が質権の実行によって満足した後に、Yは割引手形を割引依頼人であるAに返還すれば、返還債務から解放されるが、Aに返還すべき義務がない。要するに、割引手形の返還につき銀行は譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要が生じない。いずれにせよ、事務手続煩雑化の回避という銀行の利益を保護するためには、少なくとも銀行との関係においては譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡を無効とする必要がある。

## 第5節 民法改正と実務上の課題

### 第1款 相殺範囲の拡張と譲渡制限特約の存在意義

先に述べたように請負契約、売買契約、賃貸借契約、預金取引におい

ては、債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合であっても、債務者が譲渡人に対して反対債権を取得することは十分に予想される。しかし、改正前法は468条2項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を債務者対抗要件具備時前に譲渡人に主張できたものに限っているため、債務者は債務者対抗要件具備より後に取得した譲渡人に対する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができない。現在は、債務者はこのような場合に備えて譲渡制限特約を付することによって相殺の利益を確保する実務が定着している。

改正法は、無制限説を明文化したうえで、次のような2つの方向から相殺の範囲を拡張している。1つは469条2項1号の「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」であり、もう1つは同条2項2号の「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」である。469条により債務者の相殺範囲が広汎に認められるにいたった。すると、譲渡制限特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、同条によってもカバーされない場面であることになる。しかし、それが具体的に如何なる場面であるのかを明らかにして検討する必要がある。以下では、請負代金債権、売買代金債権、預貯金債権といった債権の譲渡を念頭において譲渡制限特約の存在意義を検討する。

第1に、請負代金債権の譲渡と譲渡制限特約による相殺利益の確保である。まず、実務上、同一当事者間で連続して複数の請負契約が締結されることが多い。例えば、請負契約甲に基づく請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、請負契約甲と異なる請負契約乙が締結され、注文者は、この契約に基づいて譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合である。このような場合において、注文者は、請負契約乙に基づく損害賠償請求権と自動債権とし、請負契約甲に基づく請負代金債権を受働債権として相殺することができるかは問題となる。

この問題については、両契約は同一の工事を完成させるために締結されたものであり、密接な関連性を有する場合と、両契約はそれぞれ工事内容を異にする別個独立のものであり、密接な関連性を有しない場合がある。前者については、例えば、実務では請負契約甲上の工事（都市計画道路整地工事等）と請負契約乙上の工事（交通広場暫定整備工事）は、注文者が請負人に発注した同じ地区の公共工事として関連性を有してい

るとされる<sup>54</sup>。しかし、改正法469条2項2号により相殺することが認められる反対債権と譲渡された債権は、同一の契約から発生したものでなければならぬ。そうすると、債務者において、請負契約甲に基づく請負代金債権との間で、請負契約乙に基づく損害賠償請求権を自動債権とする相殺に対して期待があったとしても、それが法的要件を満たさないとして否定されるおそれがある<sup>55</sup>。

また、請負取引において、元請負人が倒産状態等にあった場合に、請負代金債権が譲渡されたり、差押ええられたりして、下請負人への支払いが滞ることが予想される。請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後でも、注文者が当該工事の進行の必要等から、請負人に代わって下請業者に対して賃金などの立替払いをしたときは、立替払債権と自働債権とし、請負代金債権を受働債権として相殺することができるかは問題となる。注文者と請負人との間で締結された請負契約に「賃金などの立替払」に関する規定があれば、立替払債権が改正法469条2項1号の「前の原因に基づいて生じた債権」に該当するから、立替払債権と請負代金債権との相殺が可能である。しかし、これに対して、請負契約に「賃金などの立替払」に関する規定がなければ、注文者は、立替払債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない。

上記のような場合において、注文者は、請負人との間で連続して請負契約を締結し、又は元請負人に代わって下請負人に対して下請負代金等の支払いを行うのは、先行契約に基づく請負代金債権をもって、後行契約に基づく損害賠償請求権又は立替払債権の引当てとしているからである。相殺の抗弁が改正法469条2項1-2号により十分保護されないから、

<sup>54</sup> 東京地裁平成28年6月2日（金法2054号60頁）。

<sup>55</sup> 異なる請負契約間の違約金債権と請負代金債権の相殺の可否が問題となった事案においては、平成30年9月21日（公刊物未登載）は、「本件請負契約ア、本件請負契約イ及び本件請負契約エは、それぞれ工事内容を異にする別個独立の契約関係にあり、他の請負契約によって生じる債権債務とは対価牽連関係にないところ、このような対価牽連関係にない法律関係において、ある特定の請負契約に係る違約金債権を自働債権として、これと別個の請負契約に係る報酬債権との間で相殺することを期待することは直ちには合理的なものということができない」とした。

注文者としては、請負人との間で譲渡制限特約を締結することになる。つまり、譲渡制限特約は、請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、注文者が譲渡人に対して反対債権を取得したとしても相殺の利益が法定相殺に関する規定により認められない場合に備えて締結されたものである。

第2に、売買代金債権の譲渡と譲渡制限特約による相殺利益の確保である。まず、商品の継続的売買取引において、同一当事者間で取引の基本的な事項につき基本契約を締結した上で、基本契約に基づいて注文書等を作成し、売主に商品を発注することにより個別契約締結されるのが一般的である。基本契約に基づいて締結された売買契約甲に基づく売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、買主は売主との間で基本契約に基づいて売買契約甲と異なる売買契約乙を締結し、この契約の債務不履行として売主に対して損害賠償請求権を取得することが予想される。この場合において、売買契約乙に係る損害賠償請求権を自働債権として、これと別個の売買契約甲に係る売買代金債権との間で相殺することができるかは問題となる。なお、売買契約甲に係る代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、譲渡人であるブランド品メーカーが倒産し、その販売先の売卸業者がブランド価値毀損などで返品をして反対債権を取得した場合に、反対債権と売買代金債権との相殺の可否も問題である<sup>56</sup>。

また、商品の継続的売買取引において、売主が一定額以上の売上実績があった相手先に対して、売上代金の減額又は返金を行うこともある。具体的には、将来の売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、将来債権の発生原因となる売買契約及び販売協力契約がそれぞれ締結され、買主は販売協力契約に基づいて売主に対して割戻金請求権を取得した場合である<sup>57</sup>。この場合において、買主が販売協力契約に係る割戻金請求権を自働債権として、これと別個の売買契約に係る代金債権を受働債権として相殺することができるかは問題となる。

<sup>56</sup> 株式会社三菱総合研究所「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正法等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」(2016年2月)32頁。

<sup>57</sup> 部会資料71-4・129頁〔国際取引法フォーラム有志・日本チェーンストア協会〕。

さらに、双方向の継続的売買取引において、ある特定の売買契約に係る代金債権の債務者である買主は、これと別個の売買契約に係る代金債権の債権者であることがある。具体例としては、有償支給の資材の加工委託が挙げられる。将来の原材料の売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、原材料及び製品の売買契約がそれぞれ締結され、債務者は、譲渡人に対して製品の売買代金債権を取得した場合に、この債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるかは問題である。

上記のような場合において、自働債権の発生原因となる契約及び受働債権の発生原因となる契約は、同一当事者間で締結されたものとはいえ、それぞれ目的物を異にする別個独立のものである。改正法469条2項1-2号により相殺が許される受働債権は、債務者対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権又は譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権に限られるから、債務者は譲渡人との間で各契約を締結した当時、これら相殺により決済されることを予定していたとしても、それは法的要件を満たさないとして否定されるおそれがある。

第3に、賃料債権の譲渡と譲渡制限特約による相殺利益の確保である。不動産賃貸借において、賃借人は、賃貸人に対して賃料債務を負担する一方、敷金返還請求権や建設協力金返還請求権を有していることが多い。具体例としては、賃料債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、賃借人は賃貸人に対してそれぞれ敷金及び建設協力金を差し入れた場合が挙げられる。これらの場合において、賃借人は敷金返還請求権又は建設協力金返還請求権を自働債権として、賃料債権を受働債権として相殺することができるのか。

建設協力金は、賃貸人が賃借物の建設代金又は既に調達した建設資金の返済に充てることを目的としてその賃借人から借用した金銭であって、建設協力金の差入れに関する契約は、賃貸借契約とは別個の金銭消費貸借契約にほかならない。このような性質を異にする2つの契約が、一個の不可分の契約関係をなすものと解することが困難であろう。改正法469条2項2号により相殺することが許される両債権は、同一の契約から発生するものでなければならない。そうすると、賃借人は金銭消費貸借契約に係る建設協力金返還請求権を自働債権として、これと別個の賃貸借契約に係る賃料債権との間で相殺することができない。しかし、

賃借人が賃貸人に対して建設協力金を差入れたのは、賃料債権から回収できるという期待があったからであり、そのような期待は正当なものといえる。賃料債権の譲渡によって、本来保護される相殺の利益が保護されなくなるとすると、賃借人にしてみれば、予想外の不利益を被ることになる。そのため、賃借人は、賃料債権が譲渡された場合に備えて、建築協力金返還請求権を回収するための対策を講じておく必要がある。すなわち、賃借人は、賃料債権について譲渡制限特約を付しておけば、賃料債権が譲渡された場合でも、建設協力金返還請求権を自働債権とし、賃料債権を受働債権として相殺することにより建設協力金返還を回収することができる。

上記の建設協力金と異なり、敷金の差入れは、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する趣旨で行われることである。敷金の差入れに関する契約は、賃貸借契約とは別個の敷金契約であるが、敷金契約は、賃貸借契約を離れて、独立にその存在意義を有しないので、両契約の間に密接な関係性がある。敷金返還請求権と賃料債権の相殺の可否について、敷金契約と賃貸借契約とを一個の不可分の契約関係のもとで統合して、改正法469条2項2号により相殺を認めようとする見解があり得る。このような見解が妥当だとすると、賃借人は、資金返還請求権と賃料債権を相殺することによって債権を回収していくことが可能となるため、賃料債権につき譲渡制限特約を付する必要性が生じない。しかし、このような見解は、469条2項2号の解釈の域を超えるものとして、許されないとこと言わないわけではない。敷金返還請求権と賃料債権の相殺を469条2項2号の枠内に収めるのは無理であれば、譲渡制限特約は独自の存在意義を有することになる。

第4に、預貯金債権の譲渡と譲渡制限特約による相殺利益の確保である。金融取引において、銀行は、預貯金者に対して預貯金債務を負担する一方、貸付債権や手形割引債権等を有することが多い。具体例としては、預貯金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、銀行は預貯金者の請求に応じて定期預貯金を担保に預貯金者に対して貸付を行った場合、又は預貯金者から約束手形等を取得し、これを割り引き、手形割引債権を有していた場合が挙げられる。



銀行は、預貯金者に対して貸付等を行ったのは、預貯金債権から貸金債権等を回収できるとの期待があったからであり、その期待は正当なものである。しかし、改正法469条2項2号により相殺が許される受働債権は譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権に限られる。そうすると、貸付に関する契約は、預金契約とは別個の金銭消費貸借契約であるから、預金債権と貸金債権との間で相殺することは許されない。債務者対抗要件の具備により譲渡の事実を知った銀行は、相殺できないことを望まないのであれば、譲渡人に対して貸付等を行わないという方法を採用することが可能であるが、現在は銀行で定期預貯金を預けておけば、誰でも定期預貯金担保貸付を利用できるから、銀行は預貯金者の請求に応じて一定額を融資しなければならない。銀行としては、譲渡制限特約により預貯金債権を譲渡人に固定しておくことになる。いずれにせよ、譲渡制限特約は、定期預貯金担保貸付を背後から支えるものであり、銀行にとってはなくてはならないものである。

また、銀行は預貯金者に対して預貯金債務を負担する一方、保証契約上の債権を有することもある<sup>58</sup>。具体例としては、預貯金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、銀行は、第三者に対して貸付を行い、預貯金者はその連帯保証人となっていたが、弁済期に貸金の弁済がなかったため、銀行は預貯金者に対して保証契約上の債権を取得した場合が挙げられる。このような場合において、銀行は、保証契約に係る債権を自働債権として、これと別個の預貯金契約に係る預貯金債権との間で相殺をすることを期待していたとしても、それが改正法469条2項2号により保護されない。相殺により保証契約上の債権を回収したいのであれば、預貯金債権につき譲渡制限特約を付しておくこと重要である。

これまで、相殺利益の確保に関して譲渡制限特約の存在意義を確認してきた。請負取引、売買取引、銀行取引及び不動産賃貸借において、債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合であっても、債務者は譲渡人に対して反対債権を取得することは十分に予想される。しかし、改正法のもとでは、相殺が許される受働債権は、「前の原因に基づいて生じた債権」又は「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づい

<sup>58</sup> 東京地裁昭和30年10月27日（下民6巻10号2251頁）。

て生じた債権」に限られるから、債務者の相殺利益は改正法469条2項により十分に保護されない場面がある<sup>59</sup>。すなわち、債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、受働債権の発生原因となる契約が締結され、この契約及び自働債権の発生原因となる契約は、それぞれ性質を異にする契約関係にあるとの場面である。債務者は相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結することになる。確かに第1の個別契約と第2の個別契約があったとして、第2の個別契約が第1の個別契約の引当財産とすべき合理性は必ずしもないが、両当事者がそれを欲しているなら、それを認めてよい。ただし、譲受人との関係では、譲受人がそのことを知っているにも拘らず、あえて譲り受けた場合にのみ、譲受人にそのことを主張することができる。要するに、改正法469条により相殺範囲が広汎に認められ、その結果、相殺との関係では譲渡制限特約の存在意義がなくなるように見えても、同条によってもカバーされない場面はやはり残っており、譲渡制限特約は、そのような場面において、引き続き相殺の利益を確保するためのものとして機能するのである。

## 第2款 譲渡制限特約付債権の譲渡と譲渡人の債務不履行

改正前法のもとでは、譲渡制限特約は、弁済の相手方を譲渡人に固定する以外の目的で利用されることがあった。すなわち、前述のとおり、建設工事請負契約では、譲渡制限特約は工事を最後まで適正に完成させることなどを担保するためのものとして機能していた。そして、改正法でも466条2-3項において弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の効力を認められているが、このような——弁済の相手方を譲渡人に固定する利益——以外の利益はどのような形で保護されるのであ

---

<sup>59</sup> 継続的契約でないものにしてみれば、債務者の相殺利益保護は基本的に改正法469条で処理するのが合理的である。つまり、1つの契約の内部で処理すべき問題であるなら（優先的な決済を認めるなら）、譲受人の善意悪意によって解決方法が変わるのはおかしいし、差押えとの関係でも注文者の相殺を認めてよいはずである。もっとも、譲渡制限特約を結んでおけば、例えば請負代金の支払期の延期等、相殺では解決できない問題に対しても対応可能となるというメリットがある。ただし、この問題についても、将来的には別の法理論を発展させて対応すべきかもしれない。

ろうか。譲渡人が譲渡制限特約に違反して債権を譲渡した場合に、債務者はこれを理由として取引の打ち切りや解除を行うことができるのである<sup>60</sup>。

譲渡制限特約に違反した場合の契約解除に関して、国土交通省は、改正法の内容を踏まえて建設工事標準請負契約約款の見直しを検討している。まず、約款改正の経緯を確認しておこう。建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第2回会議において、次のような2つの論点<sup>61</sup>が取り上げられた。1つは、「債権譲渡によってその利益が害される場合は債務不履行に該当し、損害賠償や契約解除の対象となるか」である。もう1つは、「譲渡制限特約が付された工事代金債権を譲渡することは、債務不履行にはあたらない、またこれを理由とした契約解除等が権利の濫用にあたることとされた場合に、約款上どのように対応するか」である。前者の論点については、「債務不履行を理由として契約解除や損害賠償請求を行うのは、発注者側としては、建設工事を適正に施工し、最後まで完成させてほしいという目的を達成するためであって、少なくとも請負者における資金調達の円滑化等を妨げたい等の加害目的や害意性はないものとする」との考え方が示された<sup>62</sup>。後者の論点については、発注者の解除権として、「前払金債権を譲渡した場合」、「代金債権を譲渡した場合」及び「代金債権のうち下請への支払い部分を譲渡した場合」等を約款に規定する必要があるとする考え方が示された<sup>63</sup>。

第3回会議において、公共工事標準請負契約約款では、次のような2つの案が提案された<sup>64</sup>。1つは、請負人が請負代金債権を譲渡した場合

---

<sup>60</sup> 山野目章夫ほか「債権法改正と実務上の課題——債権譲渡制限特約」ジュリスト1522号（2018年）62-75頁は債務者の債務不履行責任に言及しており、譲渡制限特約の目的が看過された。

<sup>61</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第2回（2019年8月1日）資料4・2頁。

<sup>62</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第2回（2019年8月1日）資料4・23頁。

<sup>63</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第2回（2019年8月1日）資料4・25頁。

<sup>64</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第3

に、注文者が直ちに請負契約を解除できる旨の提案(案1)である。もう1つは、請負代金債権を譲渡した請負人が工事の目的物の完成に支障がないことを速やかに証明できない場合に、注文者が直ちに請負契約を解除できる旨の提案(案2)である。一方、民間工事標準請負契約約款(甲・乙)、建設工事標準下請契約約款では、案1若しくは案2又は「受注者が工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡した場合において、当該譲渡により受けた金銭を工事実施のために使用したことを証明できない」場合に注文者が直ちに請負契約を解除できる旨の案が提案されている<sup>65</sup>。

第4回会議において、公共工事標準請負契約約款では発注者の催告解除事由として、「第5条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき」(第47条1号)及び「第5条第4項の規定に違反して、この建設工事の目的物に係る工事以外に請負代金債権の譲渡により受けた資金を使用したとき、又は同項の規定による書類を提出せず若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき」(第47条第2号)が挙げられた<sup>66</sup>。一方、民間工事標準請負契約約款(甲・乙)、建設工事標準下請契約約款では発注者の催告解除事由としては、「第X条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき」(民間工事標準請負契約約款甲第32条第2項第1号、民間工事標準請負契約約款乙第23条第2項第1号、建設工事標準請負契約約款第37条1号)及び「第Y条第○項の規定に違反して、譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき、又は同条第○項の報告を拒否したとき若しくは虚偽の報告したとき」(民間工事標準請負契約約款甲第32条第2項第2号、民間工事標準請負契約約款乙第23条第2項第2号、建設工事標準請負契約約款第37条2号)が挙げられた<sup>67</sup>。

---

回(2019年10月3日)資料2・4頁。

<sup>65</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第3回(2019年10月3日)資料2・5頁。

<sup>66</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第4回(2019年10月24日)資料4・23頁。

<sup>67</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第4回(2019年10月24日)資料4・23頁。

第5回会議において、公共工事標準請負契約約款では、発注者の催告による解除の事由として、「第5条第4項の規定に違反して、この契約の目的物に係る工事の施工以外に請負代金債権の譲渡により受けた資金を使用したとき、又は同項の規定による書類を提出せず若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき」が挙げられるのに対して、発注者の催告によらない解除の事由として、「第5条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき」（第48条第1号）及び「この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき」（同条第2号）が挙げられた<sup>68</sup>。一方、民間工事標準請負契約約款甲では発注者の催告による解除の事由として、「第6条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき、又は同条第4項の報告を拒否したとき若しくは虚偽の報告をしたとき」が挙げられるのに対して、発注者の催告によらない解除の事由として、「第6条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき」（第34条第1号）及び「この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき」（同条第2号）が挙げられる<sup>69</sup>。同様な規定は、民間工事標準請負契約約款乙及び建設工事標準請負契約約款の改正案に見られる<sup>70</sup>。

ここまで約款改正の経緯を確認してきたが、譲渡制限特約が建設工事を最後まで適正に完成させることなどを担保するという目的で利用された場合に、譲渡自体は、譲渡制限特約の趣旨に違反することがあり得る。例えば、請負代金債権の譲渡を発端として工事の目的物の完成に支障が生じたときは、注文者が上記のような提案によって請負契約を解除することができる。つまり、譲渡制限特約に違反した場合の約定解除権を措置した注文者は、当該権利を行使することにより、請負代金債権の移転を遮断することができる。これまで譲渡制限特約によって保護されてき

<sup>68</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第5回（2019年11月11日）資料1・39-40頁。

<sup>69</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第5回（2019年11月11日）資料2・22頁。

<sup>70</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第5回（2019年11月11日）資料3・16頁、資料4・20頁。

た弁済の相手方を譲渡人に固定する以外の債務者の利益は、このような方法によって、改正法のもとでも確保されることになる。

### 第3款 預貯金債権の譲渡無効と譲渡制限特約の主張権者

改正前法のもとでは、債務者以外の第三者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められていた。これに対して、改正法466条2-3項は、債務者以外の第三者が譲渡制限特約の効力を主張できない方向で設けられたものである（3項は「債務者は……第三者に対抗することができる」としている）。そのため、改正前法の判例理論は、改正法466条2-3項が適用される場面で、その意義を失うことになる一方、譲渡人の一般債権者が譲渡制限特約付債権を差し押さえた場合に譲受人との間では対抗問題となり、その差押え又は譲受人による第三者対抗要件の具備の先後によって優劣関係が決まることになる。他方、先に確認したように改正前法の枠組みが、預貯金債権については維持されている。すなわち、譲渡制限特約に違反する預貯金債権の譲渡は、悪意又は重過失の譲受人との関係では、無効である（改正法466条の5）とされているのである。すると、ここでの問題は、誰がこの無効を主張できるかである。

民法改正の過程では、第93回会議において誰が無効を主張できるかについて明示的な文言は見当たらないが<sup>71</sup>、第96回会議において譲渡無効の主張権者を「債務者」とするとの文言が追加された<sup>72</sup>。しかし、それ以降の会議においては、この「債務者」という文言は削除された。「債務者」という文言が追加された際も、削除された際も、その理由は述べられていない。したがって、無効の主張権者が誰であるかについては改正法のもとでも、解釈の余地がある。改正法466条2-3項と同じように、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定する立場を採用する場合に、預貯金債権についても、改正前法の判例理論はその意義を失うことになる<sup>73</sup>。

<sup>71</sup> 部会資料81-3・2頁。

<sup>72</sup> 部会資料83-1・31頁、部会資料84-1・32-33頁。

<sup>73</sup> 改正前法のもとで譲渡無効を主張していたのは、実は債務者よりも、差押債権者等の第三者であることのほうが多かった。詳しくは、本稿第6章第4節を参照する。

なお、預貯金債権の譲渡につき第三者対抗要件が具備された時点で、譲渡人の一般債権者等は、譲渡の事実を認識することができるから、預貯金債権が差し押さえられた場合、又は譲渡人が破産した場合であっても、譲渡された預貯金債権が譲渡人の責任財産に含まれるという期待を持ち得なくなる<sup>74</sup>。一般債権者は、このような期待を持ち得ない以上、預貯金債権の譲渡無効を主張することができない。仮に一般債権者の利益を重要視して、譲渡の無効主張を一般債権者に認めると、債権回収を確実にするための一手段として預貯金債権を譲り受ける努力をした譲受人との対比において公平ではなく（つまり、遅い者勝ちはおかしい）、既に存在していた譲渡当事者の法律関係の安定を害する<sup>75</sup>。

譲渡人の一般債権者の利益を保護する必要がないわけではないが、それは詐害行為取消権又は否認権その他の法的手段により図られるべきであり、譲渡制限特約の文脈において検討されるべきものではない<sup>76</sup>。例えば、譲渡人の一般債権者は、譲渡人に対し詐害行為取消権があることを前提とし、預金債権の譲受人に対し預金債権が譲受人に属せず、譲渡人に属することの確認を求める訴訟において、裁判所は、権利保全のためなされた債権者の仮処分申請を認めた<sup>77</sup>。

#### 第4款 預貯金債権の特殊性と譲渡制限特約の効力

既に確認したように、改正法はその466条の5において「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第466条第2項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。」として、預貯金債権を別扱いにしている。これによって、譲渡制限特約に違反する預貯金債権の譲渡は、悪意又は重過失の譲受人との関

<sup>74</sup> 東京地裁平成27年4月28日（判時2275号97頁）。

<sup>75</sup> 大阪地裁平成25年8月6日（訴月60巻3号688頁）。

<sup>76</sup> 部会資料71-4・105頁、部会資料37・10頁。

<sup>77</sup> 東京地裁昭和29年11月12日（判時53号17頁）。

係においては無効となる<sup>78</sup>。

銀行との関係では、銀行は466条3項によって保護されるはずなのに、預貯金債権の譲渡を無効としないと、保護されない利益とは何か。民法改正の過程で、譲渡制限特約の効力については466条2-3項のような規律を採用する場合に、預貯金債権の管理に著しい支障が生ずるとの指摘がされた<sup>79</sup>。それでは、466条2-3項では保護されず、466条の5によって初めて保護される銀行の利益とは何であろうか。預貯金債権の管理に著しい支障が生ずるといふ以上、466条の5が目指しているのは事務手續煩雑化の回避であろうが、具体的にそれが何であるかを特定する、つまり、具体的な状況を明らかにする必要がある。以下では、①預貯金者が払戻を拒絶している場合と、②銀行が預貯金者に弁済しても、弁済としての効力が認められない場合と、③預貯金者に弁済を受領し、かつ、それが有効な弁済であったとしても、銀行が債権譲渡の事実を把握しておかなければならない場合に分けて検討する。

まず、上記①の場合をみることにしよう。この場合、銀行としては、預貯金債権を供託したい。しかし、494条を根拠として供託することができない。なぜなら、預貯金者は、466条2項により、もう債権者ではなくなっているから、494条1項を根拠とする供託できない。また、譲受人が預貯金債権の債権者であることは、明確であるから、494条2項を根拠する供託もできない。銀行は供託をしなければ、債務を履行したことにならないから、譲受人は銀行に預貯金者への払戻を催告した上で、譲受人への支払いを請求することができる(466条4項)。結局、銀行は、譲受人への支払いを余儀なくされるから、譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録しておく必要がある。しかし、これに対して、466条の5があれば、銀行は、494条1項に基づいて預貯金者のために供託することができるので、譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録する必要、すなわち、預貯金債権の譲渡を管理する必要はない。

もっとも、これには、上記①の場合、銀行としては、494条ではなく、466条の2に基づいて供託することができるはずであるから、銀行に不

<sup>78</sup> 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社、2017年)415頁。

<sup>79</sup> 部会資料81-3・2-3頁。



利益は発生しないのではないかと、との反論もありえよう。改正法のもとでは、銀行は、確かに供託することができる(466条の2第1項)。しかし、この場合、銀行は、預貯金者だけでなく、譲受人にも通知しなければならない(466条の2第2項)。つまり、銀行は、譲受人がいるかどうか、もしいるとして、それが誰であるかを知っておく必要がある。そのため、ここでも譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録しておく必要があり、コストが発生する。しかし、466条の5があれば、上記のとおり、銀行は494条1項に基づいて預貯金者を債権者とする供託が可能であるから、預貯金債権の譲渡を管理する必要はない。このような文脈では、466条の5は、銀行による譲受人への連絡を不要とする供託を可能とするための規定と位置付けることができる。

次に、上記⑥の場合に移ろう。預貯金者について破産手続開始の決定があった場合、銀行が預金者に払い戻しても、それに弁済としての効力は認められない。そうだとすれば、銀行としては供託をしたいが、上記④の場合と同じ理由から、494条に基づく供託はできないように思われる。しかも、この場合、譲受人は銀行に供託するように請求することができる(466条の3)。そうだとすれば、銀行としては、供託するように請求してきた者が本当に譲受人かどうかを確認しなければならない。つまり、結局、銀行としては、譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録しておく必要があり、コストが発生する。しかし、これに対して、466条の5があれば、銀行としては、譲受人からの供託請求に応じる必要はなく、その結果、預貯金債権の譲渡について管理してなくてよい。

最後に、上記⑤の場合を見てみよう。預貯金者と銀行との間で手形取引契約が締結され、銀行はこの契約に基づいて預貯金者から約束手形等を取得したが、預貯金者の倒産等により銀行は約束手形等の買戻を請求し、預貯金者が買戻に応じないので手形割引債権を自働債権とし、預貯金債権を受働債権として相殺した場合において、いずれに割引手形を交付すべきかは問題となる。

改正法466条2項によると、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合には、譲受人の主観態様を問わず、債権は譲受人に移転するから、譲受人は手形割引債権について改正法500条にいわゆる弁済するについて正当な利益を有する者である。また、譲受人は、弁済による代位の効果とし

て自己が預貯金者に対して求償をすることができる範囲すなわち相殺により消滅した預貯金債権の範囲内で、手形割引債権の債権者たる銀行がその債権の効力及び担保として有していた一切の権利を行使することができる。具体的には、銀行は、手形割引債権を担保するための割引手形を譲受人に交付しなければならぬ。つまり、銀行は、適式な割引手形の交付を行うためには、預貯金債権の譲渡を管理する必要性が生じる。預貯金債権の譲渡の管理に手落ちがあれば、割引手形を譲渡人に交付したとしても、譲受人の譲渡人に対する求償権を確保するための対象となるべきものない事案では、譲受人の求償権の行使を害するため、譲受人に対して損害賠償義務を負担する<sup>80</sup>。

しかし、改正法455条の5があれば、上記のとおり、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるから、銀行としては、500条にいわゆる弁済による代位が生じないし、預貯金債権の譲渡を管理する必要性が生じない。これによって、銀行は、預貯金口座の名義人が債権者であることを前提に割引手形を預貯金口座の名義人に交付すればよいことになる。このような文脈では、466条の5は、銀行は手形取引において割引手形の交付先を預貯金口座の名義人に固定することを可能とするための規定と位置づけることができる。なお、現在は、預貯金債権が譲渡された場合には譲渡制限特約が付されていることを根拠に、預貯金口座の名義人に割引手形を交付する実務が定着している<sup>81</sup>。このような実務は、改正法のもとでも維持される。

改正前法のもとでは、事務手続煩雑化の回避を理由として譲渡制限特約を正当化することはできないとする考え方があった。例えば、米倉明教授は、「預金を他に貸付けて利益を収めておりながら、右に挙げた費

<sup>80</sup> 債権者たる銀行が代位弁済を受けるに際し、担保物としての割引手形を代位者に交付しなかった事案において、銀行は譲渡制限特約に違反する債権譲渡がその効力を生じない旨を主張せず、代位弁済者の求償権を害したことによる損害賠償義務が認められた。最高裁昭和48年4月10日（金法685号20頁）参照。この事案において、銀行は譲渡制限特約を主張していたとしたら、この判決の結論が変わることになる。秦光昭「質権の設定された預金債権の譲受人と民法500条の法定代位」手形研究188号（1972年）26頁。

<sup>81</sup> 最高裁昭和48年7月19日（民集27巻7号823頁）。

用支出〔債権が譲渡されることによる弁済費用又は誤払防止のための調査費用の増加〕をしたくないので、自分は預金者に融資することをしな  
いまま、預金者が他から融資を受けようとするのを妨げることはよろし  
くあるまい。」と説く<sup>82</sup>。預貯金債権に対する譲渡制限特約が合理的か否  
かは、(預貯金担保)貸付が円滑に行われているか否かによる。貸付が  
円滑に行われているなら、譲渡制限特約は銀行の事務費用を減らし、ま  
た預貯金担保貸付という方法は手続費用やモニタリングコストも安い。  
要するに、預貯金債権に関する譲渡制限特約の合理性は、それ自体では  
決まらず、貸付の実態に依存している。現在は、銀行で定期預貯金を預  
けておけば、誰でも定期預貯金担保貸付を利用することができるから、  
銀行は預貯金者の請求に応じて一定額を融資しなければならない。銀行  
は預貯金者に融資するのであれば、事務手続煩雑化の回避を理由として  
譲渡制限特約を正当化することはできるといえるだろう。

#### 第5款 クレジット取引と譲渡制限特約の効力

クレジット取引において、クレジット会社は、加盟店の間で、加盟店  
のクレジット会社に対する立替払請求権又は債権譲渡代金請求権につき  
譲渡制限特約を締結することがある。例えば、三井住友カード加盟店規  
約に「加盟店は、売上債権及び立替払い請求をすることにより発生する  
加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わ  
せることはできない」旨の特約が記載されている。譲渡制限特約によっ  
て確保されているクレジット会社の利益としては、㉗相殺利益の確保、  
㉘事務手続煩雑化の回避、㉙過誤弁済危険の防止といった点が挙げられ  
る。

上記㉗の相殺利益の確保については、「加盟店と顧客の取引がキャン  
セルされた場合のクレジット会社の加盟店に対する立替払金返還請求権  
又は債権譲渡代金返還請求権及びクレジット会社の加盟店に対する手数  
料請求権が加盟店のクレジット会社に対する立替払金請求権又は債権譲  
渡代金請求権との相殺により決済されるため、かかる相殺が債権譲渡に

<sup>82</sup> 米倉明「債権譲渡禁止特約に関する再検討」法学研究(愛知大学)47巻第2号  
(2006年)59-60頁。

よって排除されることを防止すること等にある」との指摘がある<sup>83</sup>。

上記④の事務手続煩雑化の回避については、「(ア) クレジット会社が極めて多数の加盟店に対して多額の立替払金又は債権譲渡代金を支払うため、自動的かつ画一的な処理を行うシステムを導入していること、(イ) 多数の加盟店に対する小口かつ多頻度の支払を銀行に対する口座振替の指図等によって行っていること等から、加盟店のクレジット会社に対する立替払請求権又は債権譲渡代金請求権が譲渡された場合に支払先を変更することが困難であること」との指摘がある<sup>84</sup>。

上記⑤の過誤弁済危険の防止については、「支払先変更がシステム上不可能なタイミングでクレジット会社が立替払金請求権又は債権譲渡代金請求権の譲渡通知を受領した場合には、クレジット会社は、当該債権譲渡の譲受人に対して支払義務を負うにもかかわらず加盟店に対して支払を行うことになり、二重払いの危険を負うこと」との指摘がある<sup>85</sup>。

改正法は、債務者の利益を保護するために、466条3項において「前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。」として、弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の効力を認めている。これによって、466条3項が立替払請求権又は債権譲渡代金請求権に適用される限り、これまで譲渡制限特約により保護されてきた債務者の利益のうち、㊦相殺利益の確保、㊧過誤弁済危険の防止、㊨事務手続煩雑化の回避は、改正法のもとでも引き続き保護されることになる。しかし、466条4項及び466条の3の規律が発動された場合に債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗することができなくなるため、債務者の利益保護は後退する。もっとも、改正法は、469条3項を設けて相殺の抗弁を対抗できるように手当てしており、その範囲で相殺

<sup>83</sup> 社団法人日本クレジット協会＝債権法改正に係る研究会「債権法改正に係る意見(中間論点整理)」(平成22年5月18日)18頁。

<sup>84</sup> 社団法人日本クレジット協会＝債権法改正に係る研究会・前掲注83)18頁。

<sup>85</sup> 社団法人日本クレジット協会＝債権法改正に係る研究会・前掲注83)18頁。

利益が確保されている。いずれにせよ、466条4項及び466条の3にいわゆる事由が生じた場合に④過誤弁済危険の防止、⑤事務手続煩雑化の回避といった債務者の利益は十分に保護されない。

民法改正の過程において、銀行を債務者とする預貯金債権及び立替払請求権等に対しては、特則として譲渡制限特約付債権の譲渡は改正前法どおりに無効とする旨の規律とする意見があった<sup>86</sup>。この意見と異なり、改正法466条の5は、改正前法の考え方を維持する債権類型を預貯金債権に限っており、立替払請求権が挙げられていない。466条の5により保護されているのは、上記⑤の事務手続煩雑化の回避という銀行の利益である。具体的には、466条4項及び466条の3のような規律が発動されると、銀行は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗できなくなるため、債権の譲渡を管理する必要が生じる。預貯金債権と同様に、立替払請求権の債務者である銀行は、極めて多数の取引先を有するものであり、466条4項及び466条の3のような規律が発動され、譲渡制限特約の第三者が否定される場合があれば、銀行にしてみれば「その意に反する加盟店による債権譲渡によって、支払先変更に係る多大な事務負担を負い、二重払の危険にさらされる」という不利益を受けることになる<sup>87</sup>。改正法は466条の5において預貯金債権に限って改正前法の考え方を維持したが、466条の5を銀行を債務者とする立替払請求権に適用する余地がないわけではない（466条の5の類推適用）。

## 第6款 将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力

将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力という論点に関しては、①将来債権譲渡契約が締結された時点で譲渡制限特約が付された場合——基本契約が締結されており、その中に譲渡制限特約が記載された場合——と、②将来債権譲渡契約が締結された後に個別契約が締結されてその中に譲渡制限特約が記載された場合とに分けて検討する。

上記①の場合において、将来債権譲渡契約が締結された時点で基本契約の中に譲渡制限特約が記載されており、裁判所は、改正前法466条2

<sup>86</sup> 部会資料33-3・6頁、部会資料71-4・93頁。

<sup>87</sup> 部会資料33-3・13頁。

項の基本的な枠組みにおいて、譲渡制限特約の効力を規律する傾向が見られる<sup>88</sup>。つまり、債務者は、譲渡制限特約を悪意又は重過失のある譲受人に対抗することができる（同項ただし書）。これに対して、上記②の場合において、将来債権譲渡契約締結された時点で譲渡制限特約が存在せず、裁判所は、改正前法466条2項ただし書を適用する余地がないとして、債務者は常に譲渡制限特約を譲受人に対抗することができるとしている<sup>89</sup>。

改正法は、466条の6において「前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項（譲渡制限特約の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあたっては、前条第1項）の規定を適用する。」として、将来債権の譲渡後に付された譲渡制限特約の効力を明文化している。これによって、債務者対抗要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合（以下「②-a」の場合」という）には、債務者は譲受人に対して特約を対抗することができることになる。その反面、債務者対抗要件の具備後に譲渡制限特約が付された場合（以下「②-b」の場合」という）には、債務者は特約を譲受人に対抗することができないことになる。

先に確認したように、改正前法のもとでは、上記②の場合において債務者は常に譲渡制限特約を譲受人に対抗することができるとされている。債務者の利益の保護という観点からは、改正法のもとでは、上記の②-bの場合において債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗できないものとする、その範囲で債務者の保護が後退する。ドイツ法においては、判例は譲渡制限特約の効力を先行する債権譲渡の譲受人との関係でも貫徹させており、「通謀や害意がなく、債務者が既に譲受人に権利が移転したことを知っていただけでは、譲渡禁止特約を結ぶことに対する債務

<sup>88</sup> 大阪地裁平成15年5月15日（金法1700号103頁）、大阪地裁平成17年11月30日（金法1795号62頁）。

<sup>89</sup> 東京地裁平成24年10月4日（判タ1387号216頁）、東京地裁平成27年4月28日（判時2275号97頁）、東京地裁平成28年4月22日（訴月63卷3号1132頁）。

者の利益はなお法的保護に値すると考えられているのである<sup>90</sup>。日本法に目を転じると、債務者対抗要件の具備により譲受人に譲渡制限特約を対抗できなくなった後においても、債務者の相殺の抗弁を保護するための手当てしておく必要がある。そこで、改正法は、②-bの場合において譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、将来債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に締結された契約から発生する債権による相殺の抗弁を認め、債務者の相殺の利益を確保しているのである（469条2項2号）。

なお、改正法466条の6第3項は、上記②の場合を想定して設けられたものであるから、①の場合については、同項は適用する余地がなくて、466条2項以下の条項や466条の5第1項が適用されることになる<sup>91</sup>。

## 第7款 原因契約の変更と譲渡制限特約の効力

継続性のある契約において、経済状況等の変化により当該契約の内容を変更してしまうケースがある。例えば、建設工事請負契約においては、通常、債権の発生時期と支払時期との間の時間が長いため、この間に設計図書変更等による請負代金債権の変更、解除による請負代金債権の一部又は全部の消滅等が生じることが多いとの指摘があった<sup>92</sup>。また、請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合であっても、注文者が譲渡人である請負人の資金調達上の都合により、譲渡人に弁済することも予想される<sup>93</sup>。請負代金債権が譲渡された後も、注文者と請負人との間で請負契約の内容を変更することは、契約自由の原則から差し支えないが、契約の変更は、譲受人に対して効力を有するのかが問題となる。これについては、債務者対抗要件具備時を基準として、契約の変更がそれ以前に行われた場合と、その後に行われた場合とがある。

まず、前者の場合を取り上げる。債権が譲渡されていたことを知らない債務者は、契約の変更が制限されると考える理由はない。改正前法の

---

<sup>90</sup> 石田・前掲注13) 282-286頁。

<sup>91</sup> 中田・前掲注13) 225-226頁。

<sup>92</sup> 東京地裁平成15年12月1日（公刊物未登載）。

<sup>93</sup> 大阪地裁昭和49年2月15日（金法729号33頁）。

もとは、債務者は、債務者対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる（468条2項）。したがって、譲渡通知前に契約の変更が行われた場合には、譲受人に対してそれを対抗することができる。このようにして、債務者には、譲渡制限特約により債権の譲渡を制限するまでもなく、契約変更の機会を確保しうる道が存在するのである。

次に、後者の場合を検討してみよう。先に確認したように、改正前法は、その468条2項において、債務者は譲受人に対抗できる抗弁を債務者対抗要件具備までに生じたものに限っているから、債務者対抗要件の具備により譲渡の事実を知った債務者は、経済状況等の変化により契約を変更する必要があったとしても、その契約変更の機会が確保されないおそれがある。もちろん、当該契約に内容変更に関する条項が記載されていた場合には、債務者は、最判昭和42年10月27日民集21巻8号2161頁の論理を援用して、契約の変更を譲受人に対抗することができるかもしれない<sup>94</sup>。しかし、その条項が当該契約に存在しなければ、債務者と譲渡人は契約を変更したとしても、それを譲受人に対抗することができず、契約変更の機会を確保したいという債務者の利益はもはや確保されない<sup>95</sup>。しかし、これについては、海外に目を向けると、アメリカ統一商事法典9:405条、国連国際債権譲渡条約20条、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:308条、共通参照枠草案5:112条4項では、契約の変更が信義誠実に従って行われた場合であれば、譲渡後であったとしても、それは譲受人に対抗することができるという<sup>96</sup>。これらの法体系において、「契約の変更」

<sup>94</sup> 池田清治「民法理論の構造と展開に関する実証的研究——パラダイム転換論の異議・役割・限界」（科研報告書、2003年）23頁。

<sup>95</sup> 池田（清）・前掲注94）23頁。

<sup>96</sup> ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:204条の公式注釈には、次のような設例が掲載されている。「建設業者Cは、銀行Dとの間で、Dの顧客の証券その他の貴重品の保管倉庫を建設することを合意した。その後すぐに、Dは、銀行事業をEに譲渡し、建設契約に基づく権利もEに譲渡した。建設途上で、その保管倉庫の敷地に関するいずれの図面にも示されていない水脈が、倉庫の床の直下に流れており、浸水を防ぐには、排水用に相当額の追加費用で地下ポンプを設置することが必要である、と判明した。このことは、契約の変更条項には含まれ



に関する規定により契約変更の機会が制度的に確保されている点が、日本法と異なる。それでは、日本法において契約変更の機会を確保したいという債務者の利益がどのような形で保護されていたであろうか。

実務では、建築請負契約に請負代金債権の譲渡を制限する条項がよく見られる。譲渡制限特約の趣旨については、「このよう定めが設けられた趣旨は……〈2〉工事請負契約については、通常、債権の発生時期（契約成立時）と支払時期（前払時、部分払時、工事完成時）との間の期間が長い為、この間に設計図書変更等による請負代金債権の変更、解除による請負代金債権の一部又は全部の消滅等が生じることが多いなど、工事請負代金債権の金額について不確定な要素が多いことから、公共工事の請負代金債権について譲渡禁止特約を設け、発注者があらかじめ承諾をした場合のみ譲渡することができるとしているものである」とした判決がある。つまり、契約内容の変更に備えて、契約に譲渡制限特約が記載されることがあり得る。検討の対象となる事例を確認しておこう<sup>97</sup>。請負人 A と注文者 B との間で譲渡制限特約付請負契約が締結されたが、A が B に対して取得する代金債権を C に譲渡し、その旨が B に通知された。その後、A が財務状況の悪化で工事の継続が困難になり、B が一部代金を A に支払って工事の継続をさせた。この事例において、B は A の財産状況により契約の支払条項を変更して一部代金を A に支払ったが、それをもって C に対抗することができる。ここでは、B の利益保護が相殺によって対応することができるかという問題があり得る。つまり、B の反対債権（譲渡通知後に行われた一部代金の支払いによって B が A に対して取得した債権）と譲渡された請負代金債権とが同一の契

---

ないが、それでも、建築技師は、保管倉庫が使用不能にならないようにするためにはポンプの設置が不可避であると考え、ポンプと労働の費用が認約上の代金に追加されることを示して、建設業者に必要な指示をした。この変更は、F の同意なく行われたとしても、E を拘束する。」オーレ・ランドーほか編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』（法律文化社、2008年）72-73頁。同じ設例が共通参照枠草案5:112条の公式注釈にもある。この設例において、D から E に譲渡された権利は、金銭債権ではなく、D の建設契約に基づいて C に対して取得する目的物の引渡請求権である。

<sup>97</sup> 樋口範雄『アメリカ契約法（第2版）』（弘文堂、2008年）337頁。

約に基づいて発生したものでなくても、牽連性を有するものとして相殺が認められるという考え方があり得る。相殺によって債務の利益が保護されるのであれば、譲渡制限特約を締結する必要がない。しかし、相殺によって対応することができない事例がある。例えば、請負契約において、工事が進んでいるが、工事が遅れているから、請負代金の支払期が延期された。このような事例において、譲渡制限特約を締結しておけば、請負代金の支払期の延期等、相殺では解決できない問題に対しても対応可能というメリットがある。他方、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、譲渡人からの債権譲渡承諾依頼書を受けた債務者は、契約変更により請負代金債権の額に増減が生じた場合には請負代金債権の額は変更後のものとするについて異議を留めて承諾することもある。債務者の事後承諾により、債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となるが、債務者が契約内容の変更につき異議を留めた場合には、それは譲受人に対しても効力を有する。このようにして、日本法においては、譲渡制限特約は、「契約の変更」に関する規定の欠如をカバーする機能を果たしているのである。そして、改正法でも466条2-3項において弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の第三者効を認められているから、債務者は譲渡制限特約を締結することにより契約変更の機会を確保することができる。しかし、ここで注意すべきなのは、弁済や相殺と異なり、「原因契約」の変更については、「取引上の合理性」が要求されるという点である。つまり、弁済や相殺はそれ自体として「合理的」であるが、それ以外の「変更」については、常に「合理的」とは言い切れず（理由もなく履行期が延期された場合、合理性を欠いている）、そのため、「合理性」が要求されることになる。

## 終章

### 第1節 本稿の結論

#### 第1款 総論

##### 第1項 譲渡制限特約の機能的分析

改正前法のもとでは、譲渡制限特約の機能を検討する際に、その典型例として想定されていたのは、預貯金債権である。例えば、米倉明教授は、『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（1976年）という論文において、預貯金債権の譲渡を重点に置き、譲渡制限特約の機能として次のようなことが析出された<sup>1</sup>。すなわち、①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止及び③事務手続煩雑化の回避等である。これらの利益を確保するために締結された譲渡制限特約の第三者効については、債務者である銀行の利益が譲受人の利益を圧倒するほどの重要性を有しないという理由で否定的である（特約の効力制限論）<sup>2</sup>。この見解は、立法論としてとも角、改正前法466条2項の解釈論として実務では採用されなかった<sup>3</sup>。しかも、預貯金債権だけでなく、譲渡制限特約付請負代金債権・売買代金債権・保証金（敷金）返還請求権等が譲渡された場合において、裁判所は譲渡制限特約に第三者効を認める傾向が見られた<sup>4</sup>。その後、債権の種類ごとに譲渡制限特約を研究する論文としては、石田剛教授の『債権譲渡禁止特約の研究』（2013年）が挙げられる<sup>5</sup>。同論文では、譲渡制限特約につき譲受人の無重過失の意義及び判断構造が検討されたが、譲渡制限特約の

---

<sup>1</sup> 米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（学陽書房、1976年）70-80頁。その後、米倉明教授は、「債権譲渡禁止特約に関する再検討」（2006年）という論文において、自身の特約効力禁止論を諦め、物権的効力説を採るという前提のもとで、その代案として改めて類型化を試みた。同「債権譲渡禁止特約に関する再検討」法学研究（愛知大学）47巻第2号（2006年）54-62頁。

<sup>2</sup> 米倉・前掲注1）224頁。

<sup>3</sup> 東京地裁昭和52年6月17日（訴月23巻6号1067頁）等。

<sup>4</sup> 本稿第5章第1節第2款第2項、同章第2節第2款第2項、同章第3節第2款第2項、同章第4節第2款第2項。

<sup>5</sup> 石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013年）50-82頁。

機能的分析が捨象された。

本稿は、実務では譲渡制限特約がどのような場面にいかなる理由から利用されているかという視点から譲渡制限特約の効力を研究するのである。日本では、金銭債権のうち請負代金債権、売買代金債権、保証金（敷金）返還請求権、預貯金債権に譲渡制限特約が付されていることが典型である。それ以外に、非金銭債権に関してはどの程度譲渡制限特約が利用されているのかは、必ずしも明らかでない状況にある。先に紹介したように、従来の研究では譲渡制限特約の機能として検討されてきたのは、①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止及び③事務手續煩雑化の回避である。本稿からは、それ以外にも、譲渡制限特約は、④「紛争に巻き込まれるリスクを回避すること」又は⑤「譲渡された債権を発生させる契約を変更する機会を確保すること」を可能にする機能、及び⑥「建設工事の適正な施工、最後まで工事を完成させること」を確保する機能を有する、ということが明らかになった。④に関して、実務では同一債権につき二重の譲渡通知が到達したり、裁判所からの仮差押命令が到達した場合が多く、債務者が紛争に巻き込まれるリスクは、改正前法にも内在しているから、このようなリスクを回避することが譲渡制限特約を付す動機になり得る。そして、債務者は争いの結果を待たず、譲渡された債権について債権者不確知を原因として供託する傾向が強く見られる。また、⑤及び⑥は法的問題として争われたのは、主として建設工事請負代金債権が譲渡された場面である。これは、建設工事請負契約において、請負代金債権が譲渡された後に、請負人が建設工事を完成させる債務を履行し続けることができるかどうか注文者に不安を抱かせること、また設計図書変更等により請負代金債権の変更等が生じることが多いなど、建設工事請負代金債権の金額について不確定な要素が多いからである<sup>6</sup>。

## 第2項 譲渡制限特約の比較法的考察

近時、譲渡制限特約の効力については比較法的検討がなされていたが、一般的動向の紹介にとどまっており、機能的分析や関連制度との接合関係はあまり意識されていなかった。譲渡制限特約の効力に関する国際的

<sup>6</sup> 東京地裁平成15年12月1日（公刊物未登載）等参照。

趨勢について、池田真朗教授は、アメリカ統一商事法典と国連国際債権譲渡条約を比較対象とし、国際取引世界において譲渡制限特約の第三者効を否定するという趨勢を析出した<sup>7</sup>。しかし、国際ファクタリング条約6条2項、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:301条、共通参照枠草案5:108条ないしフランス民法典1324条4項においては、譲渡制限特約を第三者に対抗することができるものとする旨の規律が存在している。

譲渡制限特約の効力の国際的趨勢を析出するには、複数の国の立法例を取り上げるのが適当と考え、本稿では外国法としては中国契約法、中国民法典、アメリカ統一商事法典、国際ファクタリング条約、国連国際債権譲渡条約、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ国際商事契約原則、共通参照枠草案等を考察対象とした。確かにアメリカ統一商事法典をはじめ多くの法律においては、一定の類型の金銭債権について譲渡制限特約の第三者効を否定していたが、これまで譲渡制限特約により確保されてきた「相殺利益の確保」及び「契約変更機会の確保」といった債務者の利益が他の法的手段により保護されている。例えば、相殺に供される自働債権と受働債権が原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するものであれば、自働債権の発生時期を問わず相殺が認められる（国連国際債権譲渡条約18条等）。また、原因契約の内容に照らして合理的な譲受人であれば、原因契約の変更に同意したであろう場合には、原因契約の変更は譲受人に対して効力を有するとされる（国連国際債権譲渡条約20条等）。

上記諸外国のルールと異なり、日本改正前法では「牽連性を有する債権間の相殺」又は「原因契約の変更」に関する規定が存在しない。しかしこのことから、債務者の利益が日本法では十分に保護されないかという点、必ずしもそうではない。日本の取引社会では、譲渡制限特約が広く利用されており、それは債務者の利益を保護するための機能を果たしている。結局、日本法では「譲渡制限特約の第三者への対抗の可否」として論じられていることが、上記諸外国では「牽連性を有する債権による相殺の可否」又は「原因契約変更の第三者への対抗の可否」として捉えられていることは明らかになった。それぞれの国において、譲渡制限

<sup>7</sup> 池田真朗『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2011年）309-314頁。

特約の利用実態が異なるから、アメリカをはじめ多くの国は、譲渡制限特約の第三者効を否定したとしても、日本法では譲渡制限特約が合理性を有するのであれば、譲渡制限特約の第三者効を認めるべきであろう。

### 第3項 譲渡制限特約の沿革的考察

改正法においては、債権譲渡につきいつくかの注目すべき改正がされた。とりわけ、譲渡制限特約の効力については、根本的な見直しがされている。まず、改正法では、譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡が有効であるが、債務者は悪意又は重過失のある譲受人に対して、その債務の履行を拒むことができ、かつ譲渡人に弁済ないし相殺することができる<sup>8</sup>とされている(466条2-3項)。ただし、預貯金債権については、譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡を無効とする旨の規定が設けられている。また、債権譲渡と相殺については、改正法は、無制限説を明文化したうえで、次のような2つの方向から相殺の範囲を拡張している。1つは469条2項1号の「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」であり、もう1つは同条2項2号の「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」である。そして、将来債権が譲渡された後に締結された譲渡制限特約の効力については、債務者対抗要件の具備後に譲渡制限特約が付された場合には、債務者は特約を譲受人に対抗することができない旨の規定が設けられている。これらの規律及び規律相互の関係を正しく理解するためには、沿革的考察を行う必要がある<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 千葉恵美子「債権譲渡制限特約と民法改正——債権の流動化・担保化はどこまで可能になったのか」大塚龍児先生古稀記念『民商法の課題と展望』(信山社、2018年)437頁以下は、改正の過程を紹介しなかったが、次のような課題を提示した。すなわち、「もちろん、立法作業の中で、どのような議論を経て改正法に到達したのか、あるいは、どのような議論を経て、改正に至らなかったのかという検証作業が必要となるであろうが、今後の法の運用に当たっては、むしろ、改正条文相互の関係、改正条文と改正されなかった条文との関係に考察を加え、改正法によって、どのような法規範が形成されることになるのか、また、これまでに形成されてきた判例理論や学説が、改正条文の解釈にあたって今後も意味があるのかが、とりわけ重要な検討課題となる。」。

本稿においては、466条2-3項（第2章第1節）、466条4項及び466条の3（同章第2節）、466条の2（同章第3節）、466条の6（同章第4節）、469条（同章第5節）、466条の5（第3章）の改正過程<sup>9</sup>を確認してきたが、主として次のようなことが明らかになった。第1に、466条2-3項と466条の5は、いずれも債務者の利益を保護するために設けられているものであり、後者において譲渡制限特約の主張権者が債務者に限定されていないが、解釈論としては、譲渡無効の主張権者を債務者に限定すべきであるとする考え方もあり得る。第2に、469条により債務者の相殺範囲は広汎に認められるにいたったとしても、同条によってカバーされない場面においては、債務者は相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結する必要がある。第3に、債務者の利益を保護するために、466条2-3項が設けられているが、同規定が預貯金債権に適用されると、債務者である銀行の利益が十分に保護されない場面がある。預貯金債権を別扱いにする意義は、466条4項、466条の2、466条の3のような規定を預貯金債権に適用しないことにあるのである。第4に、改正前法のもとでは譲渡制限特約により保護されていきた紛争に巻き込まれるリスクの回避という債務者の利益が、改正法のもとでも466条の2により保護される。第5に、将来債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後において、譲渡制限特約が締結されたとしても、債務者は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないが、これまで譲渡制限特約により保護されてきた相殺利益の確保という債務者の利益が、改正法のもとでも469条2項2号により保護される。

## 第2款 分論

### 第1項 譲渡制限特約と法定相殺との役割分担

請負契約、売買契約、賃貸借契約、預金取引においては、請負代金債権等の債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合であっても、債務者は譲渡人に対して反対債権を取得する事案が多い。改正前法のもと

---

<sup>9</sup> 白石大「債権譲渡制限特約に関する法改正の日仏比較」瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集『社会の変容と民法の課題（上巻）』（成文堂、2018年）529頁以下は、466条の改正過程に触れている。

では、債務者は、譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、その債権が債務者対抗要件具備後に発生した場合に、反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができないのが原則である（改正前法468条2項の解釈）。もちろん、改正前法468条2項を解釈によって拡大する可能性は残されていたが<sup>10</sup>、債務者はこのような場合に備えて譲渡制限特約を付することによって相殺の利益を確保する実務が定着している。その結果、改正前法は、468条2項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を債務者対抗要件具備前に譲渡人に主張できるものに限っているが、債務者は譲渡制限特約により相殺可能な領域を創出することができる仕組みになっている。

改正法のもとでは、債務者の譲渡人に対して取得する反対債権が、債務者対抗要件具備時より前に生じた債権（469条1項）、債務者対抗要件の具備時より前の原因に基づいて生じた債権（同条2項1号）、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権（同条2項2号）である場合に、債務者は当該債権による相殺の抗弁をもって譲受人に対抗することができる。これまで譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の相殺利益の一部が、改正法においては「債権譲渡と相殺」に関する規定により保護される。ただ、債務者の譲渡人に対して取得する反対債権が改正法469条に規定されている債権に該当しない場合において、改正前法の仕組みは、改正法のもとでも維持されている。

本稿は、改正法469条により保護されず譲渡制限特約を付すことによって初めて保護される相殺の利益とは具体的に何であるか、という問題意識から、請負代金債権、売買代金債権、預貯金債権といった債権の譲渡を念頭において譲渡制限特約の存在意義を確認した<sup>11</sup>。第1に、請負契約においては、①請負契約甲に基づく請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、請負契約甲と異なる請負契約乙が締結され、

<sup>10</sup> 深谷格「相殺の構造と機能——フランス法を中心として（4）」名古屋大学法学論集137号（1991年）416頁以下、深川裕佳『相殺の担保的機能』（信山社、2008年）255-282頁、山田八千子「イギリス法における衡平法上の相殺の構造——牽連性要件を中心として（1）」東洋法学44巻2号（2001年）15-36頁。

<sup>11</sup> 本稿第5章第5節第1款。



注文者は、この契約に基づいて譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合、②請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後でも、注文者は当該工事の進行の必要等から、請負人に代わって下請業者に対して賃金などの立替払いを行い、請負人に対して立替払債権を取得した場合がある。第２に、売買契約においては、③基本契約に基づいて締結された売買契約甲に基づく売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、買主は売主との間で基本契約に基づいて売買契約甲と異なる売買契約乙を締結し、この契約の債務不履行として売主に対して損害賠償請求権を取得した場合、④売買契約甲に係る代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、譲渡人であるブランド品メーカーが倒産し、その販売先の売卸業者がブランド価値毀損などで返品をして反対債権を取得した場合、⑤将来の売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、将来債権の発生となる売買契約及び販売協力契約がそれぞれ締結され、買主は販売協力契約に基づいて売主に対して割戻金請求権を取得した場合、⑥将来の原材料の売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、原材料及び製品の売買契約がそれぞれ締結され、債務者は、譲渡人に対して製品の売買代金債権を取得した場合がある。第３に、⑥不動産賃貸借においては、賃料債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、賃借人は賃貸人に対してそれぞれ敷金及び建設協力金を差し入れ、敷金返還請求権又は建設協力金返還請求権を取得した場合がある。第４に、銀行取引においては、⑦預貯金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、銀行は預貯金者の請求に応じて定期預貯金を担保に預貯金者に対して貸付を行い、貸付金債権を取得した場合、⑧預貯金者から約束手形等を取得し、これを割り引き、手形割引債権を有していた場合、⑨預貯金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、銀行は、第三者に対して貸付を行い、預貯金者はその連帯保証人となっていたが、弁済期に貸金の弁済がなかったので、銀行は預貯金者に対して保証契約上の債権を取得した場合がある。これら場合においては、債務者が譲渡人に対して取得した債権は、改正法469条に規定されている債権に該当しないから、同条によっては相殺の利益は保護されない。そこで、債務者は相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結することになる<sup>12</sup>。

## 第2項 契約変更規定の存否と譲渡制限特約の機能

債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後において債務者が譲渡された債権を発生させる契約の内容を変更したときは、譲受人の同意が必要とされる(改正前法468条2項の解釈)。この場合において、譲受人は、契約の変更が譲受人の債務者に対する権利に影響を与えることを理由として契約の変更に同意しない、という事態が生じ得る。日本では、「原因契約の変更」に関する規定がなく、また契約変更の譲受人への対抗可否に言及する論稿も多くない<sup>13</sup>。これに対して、比較法に目を転じると、現在ではアメリカ統一商事法典、ヨーロッパ契約法原則、共通参照草案、中国民法典をはじめ多くの法律が「原因契約の変更」に関する規定を有しており、この規定は債権譲渡法上不可欠な準則となっている<sup>14</sup>。

本稿は、上記諸外国では「原因契約の変更」に関する規定により保護された債務者の契約変更の機会が日本法ではどのような形で保護されているのか、という問題意識から日本の裁判例を確認してきたが、主として次のことが明らかになった。建設工事請負契約においては、譲渡制限特約が広く用いられており、債務者は譲渡制限特約を付すことによって契約の内容を変更する機会を確保しようとするのである<sup>15</sup>。換言すれば、譲渡制限特約は、債務者が契約の内容を変更する機会を確保することを可能にする法的手段であり、債務者にとっては実益を有する。そして、譲渡制限特約の効力をめぐる裁判例において、裁判所は譲渡制限特約の合理性に積極的評価を加えて譲渡制限特約の第三者効を認める傾向が見

<sup>12</sup> 改正法469条2項2号にいう「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」を、フランスの議論を参考して広く解釈しようとする論文は、岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理——フランス法における同時履行の抗弁を中心として(10完)」法学協会雑誌135巻12号(2018年)2887-2889頁等が挙げられる。

<sup>13</sup> 改正前法の議論としては、池田清治「民法理論の構造と展開に関する実証的研究——パラダイム転換論の異議・役割・限界」(科研報告書、2003年)23頁、同「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター年次報告書2号(2002年)77-78頁がある。

<sup>14</sup> 本稿第4章第8節第1款。

<sup>15</sup> 東京地裁平成15年12月1日(公刊物未登載)等参照。

られる。債務者が契約の内容を変更する機会を確保するために譲渡制限特約を付したのに、譲渡制限特約の第三者効を認めないとするならば、譲渡制限特約を締結する意味がなくなってしまうから、裁判所の法的判断に合理性があると評することができる。

改正法では、譲渡制限特約の効力が弁済先を譲渡人に固定するという債務者の利益を保護する範囲で限定されたとしても、債務者は悪意又は重過失の譲受人からの履行請求を拒むことができ、かつ譲渡人に弁済することができる（466条2-3項）から、原因契約の変更により譲渡された債権の金額が増減が生じた場合には、債務者は変更契約後の金額を譲渡人又は譲受人に弁済すれば免責される。譲渡制限特約を付すことにより契約の内容を変更する機会を確保する実務は、改正法でも維持されている。このようにして、日本法においては、譲渡制限特約は、「原因契約の変更」に関する規定の欠如をカバーする機能を果たしているのである。「原因契約の変更」に関する規定を有する上記諸外国では、譲受人の主観態様を問わず、契約の内容を変更する機会を確保したいという債務者の利益が保護されるが、日本法においては、譲渡制限特約につき善意又は重過失のある譲受人との関係では譲渡制限特約の第三者効が認められないから、債務者の利益が十分に保護されないとの懸念があるかもしれないが、建設工事請負契約等に譲渡制限特約が付されることが一般的であり、譲渡制限特約につき善意又は重過失のある譲受人が多くないので、上記諸外国との差異はそれほど大きくないと思われる。

### 第3項 預貯金債権の譲渡と譲渡制限特約の主張権者

改正前法のもとでは、譲渡制限特約の主張権者をめぐって学説は対立しているが<sup>16</sup>、裁判例の態度の骨格はほぼ固まっており、債務者のほか、譲渡人以外の者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められている。つまり、債務者以外の者は、譲渡制限特約によって「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」、又は譲渡された債権につ

<sup>16</sup> 池田清治「民法学における『意図せざる結果』」民事研修517号（2000年）12頁以下、中田裕康『債権総論（第3版）』（岩波書店、2013年）528頁、石田・前掲注5）77-79頁等参照。

いての優先順位を確保することができる<sup>17</sup>。譲渡制限特約は、そもそも債務者の利益を保護するためのものであるが、実務ではこれと異なる目的で利用されている。これに対して、改正法466条2-3項は、債務者以外の第三者が譲渡制限特約の効力を主張できない方向で設けられたものである（3項は「債務者は……第三者に対抗することができる」としている）。そのため、改正前法の判例理論は、改正法466条2-3項が適用される場面で、その意義を失うことになる。他方、改正前法の枠組みが、預貯金債権については維持されている。すなわち、譲渡制限特約に違反する預貯金債権の譲渡は、悪意又は重過失の譲受人との関係では、無効である（改正法466条の5）とされているのである。すると、ここでの問題は、誰がこの無効を主張できるかである。

本稿は、債務者以外の第三者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められるべきかという問題意識から、譲渡制限特約の比較法的考察ないし沿革的考察を行ったが、主として次のことが明らかになった。第1に、債務者のほか、譲渡人以外の第三者も、譲渡制限特約の存在を援用することができるとする考え方は、比較法の観点から異例である。譲渡制限特約の第三者効を認めている法域においては、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定することを前提にして、債務者保護に必要な範囲内で譲渡制限特約の効力を認める考え方が国際的な趨勢である。第2に、改正法466条の5の趣旨は、預貯金債権者の交代に伴う不利益から債務者である銀行を保護することにある。また、民法改正の過程では、第93回会議において誰が無効を主張できるかについて明示的な文言は見当たらないが<sup>18</sup>、第96回会議において譲渡無効の主張権者を「債務者」とするとの文言が追加された<sup>19</sup>。しかし、それ以降の会議においては、この「債務者」という文言は削除された。「債務者」という文言が追加された際も、削除された際も、その理由は述べられていない。したがって、無効の主張権者が誰であるかについては改正法のもとでも、解釈の余地がある。

<sup>17</sup> 本稿第5章第1節第2款第2項、同章第2節第2款第2項、同章第3節第2款第2項、同章第4節第2款第2項。

<sup>18</sup> 部会資料81-3・2頁。

<sup>19</sup> 部会資料83-1・31頁、部会資料84-1・32-33頁。

第3に、譲渡制限特約に違反して行われた譲渡が無効であるという意味の無効<sup>20</sup>は、債務者である銀行の利益を保護するために認められてきた譲渡制限特約の効果であるとするならば、譲渡制限特約の主張権者を限定すべきであるとする考え方は、改正法においても検討に値しよう。改正法466条2-3項と同じように、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定する立場を採用する場合に、預貯金債権についても、改正前法の判例理論はその意義を失うことになる。

#### 第4項 債権の発生原因と譲渡制限特約の効力との相関関係

譲渡制限特約の効力に関しては、諸外国の間にも理論構成において大きな違いがある。ヨーロッパ契約法原則の「譲渡制限特約違反の譲渡が債務者との関係では無効である」構成、共通参照枠草案の「譲渡制限特約違反の譲渡が債務者との関係でも有効であるが、債務者が譲渡人に対して弁済ないし相殺できる」構成が代表的である。このうち、改正法466条2-3項に近いのは、共通参照枠草案の理論構成である。改正法466条の5は、ヨーロッパ契約法原則の理論構成に近い。ヨーロッパ契約法原則の理論構成では、譲渡制限特約違反の譲渡が債務者に対して効力を有しないから、債務者は譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要がないし、債権の譲渡をなかつたものとして行動すればよいのに対して、ヨーロッパ契約法原則の理論構成では、弁済の相手方を譲渡人に固定するという債務者の利益が保護されるが、譲渡制限特約違反の譲渡が債務者に対して効力を有するから、債務者は譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理することが必要になる場面が出てくるかもしれない。それが具体的にいかなる場面を意味しているかということ、ヨーロッパにおいては必ずしも明らかではない<sup>21</sup>。

本稿は、改正法466条2-3項と466条の5はいずれも債務者の利益を保護するための規定であることを前提として、466条2-3項では保護されず、466条の5によって初めて保護される債務者である銀行の利益とは、具体的に何であるか、という問題意識から、466条2-3項、466条

<sup>20</sup> 石田・前掲注5) 220頁。

<sup>21</sup> 本稿第4章第8節第1款及び第2款。

の5の改正過程等を確認し、主として次のようなことが明らかになった。第1に、譲渡制限特約の効力については466条2-3項のような規律を採用する場合に、預貯金債権の管理に著しい支障が生ずる。第2に、預貯金債権の管理に著しい支障が生ずるといふ以上、466条の5が目指しているのは事務手続煩雑化の回避である。第3に、それが具体的に何であるかを特定する、つまり、具体的な状況を明らかにする必要がある。本稿では、①預貯金者が払戻を拒絶している場合と、②銀行が預貯金者に弁済しても、弁済としての効力が認められない場合と、③預貯金者に弁済を受領し、かつ、それが有効な弁済であったとしても、銀行が債権譲渡の事実を把握しておかなければならない場合に分けて、具体的な状況を明らかにした<sup>22</sup>。これらの場合において、銀行としては、譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録しておく必要があり、事務処理上のコストが発生する。改正法466条の5があれば、譲渡制限特約違反の譲渡が債務者との関係では無効であるので、銀行としては、預貯金債権の譲渡を管理する必要が生じない。

債権の種類によって譲渡制限特約に込められている意味が異なっており、譲渡制限特約の効力を語る際には、その債権の発生原因との相関関係を考慮に入れて立論するのは、適切である。請負代金債権、売買代金債権、保証金(敷金)返還請求権について、「譲渡制限特約違反の譲渡が債務者との関係でも有効であるが、債務者が譲渡人に対して弁済ないし相殺できる」構成を採用しても、当該構成が預貯金債権について同様に適用されるのはおかしいことになる。また、請負代金債権又は売買代金債権と、保証金(敷金)返還請求権とでは、譲渡制限特約のあり方や効力が異なっている。請負契約又は売買契約において、譲渡制限特約は、債務者の相殺利益を確保することを可能にするものであり、債務者にとっては実益を有する。不動産賃貸借において、保証金は、賃貸人の賃貸借契約に基づいて賃借人に対して取得する反対債権につき担保的機能を果たしている——保証金自体で賃貸人の反対債権が担保される——のであるので、賃貸人は、あえて保証金返還請求権に譲渡制限特約を付し

<sup>22</sup> 本稿第5章第5節第4款。

て同債権を賃借人に固定する必要がない<sup>23</sup>。

なお、保証債権については、日本ではほとんど議論がされておらず、中国では保証債権に譲渡制限特約が付される事案が見られる。保証契約に譲渡制限特約が付された場合に、主たる債権が譲渡されても、保証人は保証債権の移転をなかつたものとして行動することができる。しかも、保証人は、譲渡人に対しても保証責任を負う必要がない。中国法では、譲渡制限特約は、保証人の保証責任を免除することを可能にするものであり、保証人にとっては実益がないわけではない。保証債権の移転をめぐる裁判例は少ないが、譲渡制限特約の第三者効が認められている<sup>24</sup>。いずれにせよ、請負契約、売買契約、不動産賃貸借、銀行取引における利益状況とは異なる状況にあり、債権の種類によって譲渡制限特約に込められている意味は異なっているのである。

## 第2節 今後の課題

### 第1款 非金銭債権と譲渡制限特約の効力

日本では、譲渡制限特約の効力は、従来主として金銭債権のうち預貯金債権、請負代金債権、売買代金債権、保証金（敷金）返還請求権等との関係で議論されることが多いが、非金銭債権との関係ではほとんど議論されていない。非金銭債権に関しては、譲渡制限特約の効力をめぐる法的紛争が表面化していない<sup>25</sup>ので、譲渡制限特約の効力を検討する必要がないということなのかもしれない<sup>26</sup>。請負契約、売買契約、不動産賃貸借、銀行取引においては、金銭債権につき譲渡制限特約があまねく普及しているが、なぜ建物建設、物品運送及び役務提供等の非金銭債権につき譲渡制限特約が慣行化していないのだろうか。

---

<sup>23</sup> 本稿第5章第2節第2款第2項。

<sup>24</sup> 本稿第4章第2節第4款第2項。

<sup>25</sup> 石田・前掲注5) 223頁。

<sup>26</sup> 石田・前掲注5) 223頁は、ドイツ法の学説を参考にして「非金銭債権に関して相対的無効説の考え方を取り入れることも、もっと検討されてよいだろう」と説く。

これに対して、比較法に目を転じると、現在ではユニドロワ国際商事契約原則、中国民法典をはじめとする立法例は、非金銭債権につき譲渡制限特約を第三者に対抗することができるとする旨の規定を有している。例えば、ユニドロワ国際商事契約原則9.1.9条2項においては、「(2) 金銭の支払以外の給付を求める権利の譲渡は、それが譲渡を制限しまたは禁ずる譲渡人と債務者間の合意に反するときは、効力を生じない。ただし、譲渡の時において譲受人が合意を知らず、かつ知っているべきでもなったときは、譲渡は有効である。この場合において、譲渡人の債務者に対する契約違反の責任が生ずることは妨げられない。」と定めている<sup>27</sup>。つまり、非金銭債権に関しては、譲渡制限特約は悪意又は過失のある譲受人に対しても効力を有し、特約違反の債権譲渡が効力を有しないというルールが採用されている。ここでは、誰が譲渡無効を主張することができるかという問題がある。また、中国民法典545条2項前段においては、「当事者間で非金銭債権が譲渡できないと約定された場合において、当該約定は善意の第三者に対抗することができない。」と定めている。この条項に関しては、次のような2つの問題がある。第1の問題は、譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡の効力である。債務者は譲渡制限特約を悪意の譲受人に対抗することができるが、悪意の譲受人に対して譲渡制限特約に基づいて如何なる制約を及ぼすべきかは明らかではない状況にある。第2は、同草案545条2項前段にいう「善意」は無過失又は無重過失を必要とするかという問題である。

上記各立法例において、様々な解釈の問題が残されているが、金銭債権の譲渡と非金銭債権の譲渡とを区別して、後者につき譲渡制限特約を第三者に対抗することができるルールを採用することが示唆される。つまり、金銭債権と非金銭債権とでは、譲渡制限特約の効力やあり方が異なっており、資金調達を目的とする債権譲渡を促進するために金銭債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定したとしても、その論理が非金銭債権につき同様に妥当させるべきかは検討される余地がある。また、非金銭債権に関しては、譲渡制限特約の効力を語る際には、譲渡制限特約

<sup>27</sup> 私法統一国際協会(内田貴ほか訳)『ユニドロワ国際商事契約原則2010』(商事法務、2013年)213頁。



により追及されている利益に着目して立論するのは適切である<sup>28</sup>。同じ非金銭債権であっても、債権の種類によって譲渡制限特約が目指している利益が異なっているかどうか、が検討されなければならないのである。従来、日本では譲渡制限特約の効力が非金銭債権との関係で十分に議論さされていないのであり、「非金銭債権と譲渡制限特約の効力」は今後の重要な課題であるというべきである。

## 第2款 金融取引と譲渡制限特約の効力

国連国際債権譲渡条約をはじめとする立法例は、「物品若しくは金融サービスを除くサービスの提供契約若しくは賃貸借契約、建築契約又は不動産の売買契約若しくは賃貸借契約である原因契約から生じる債権」といった取引債権について譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとするルールを採用しているが、当該ルールは金融取引から発生する債権に適用される余地がない。すなわち、「規制された取引所における取引から生ずる債権」、「ネットィング合意に規律される金融契約から生ずる債権」、「外国為替取引から生ずる債権」、「銀行間の支払いのシステム、銀行間の支払いの合意又は証券その他の金融資産若しくは金融証書に関する清算及び決済のシステムの下での債権」、「仲介者により保有さ

---

<sup>28</sup> ユニドロワ国際商事契約原則9.1.9条2項の公式注釈では、次のような具体例が掲載している。すなわち、「X社は、ある技術プロセスに対してX社が一定期間中に開発して加えるすべての改良をA社に知らせることを、A社と合意した。その契約においては、X社に対するA社の権利は譲渡できない旨が定められていた。しかし、A社は、もはやその技術が不要となったので、その権利をB社に譲渡した。しかし、そのような譲渡は効力を有せず、X社がB社の債務者になることはない。この場合、B社はA社に対して第9.1.15条(b)に基づく請求をすることができる。」しかし、このケースにおいては、譲渡制限特約により確保されている利益は、明らかではない状況にある。私法統一国際協会・前掲注27) 214-215頁。ドイツ法においては、非金銭債権に関しては、譲渡制限特約も利用されている。例えば、「新車販売の普通取引約款において、販売条件を保証するための同意留保が業界で慣用されている」。譲渡制限特約により確保されている利益とは、「販売システムをアウトサイダー的商業人の侵入から守るための閉鎖性維持という特殊な利益」である。石田・前掲注5) 128頁。

れる証券その他の金融資産若しくは金融証書における担保権の移転又はこれらの売買、貸借、保持若しくは買戻しの合意から生ずる債権、「銀行預金債権」、「信用状又は独立信用保証の下の債権」等である。このようにして、同じ金銭債権であっても、取引債権と金融取引から発生する債権とでは、やはり譲渡制限特約のあり方や効力が異なっている。

従来、金融取引において譲渡制限特約は一定の役割を果たしているとの指摘があった<sup>29</sup>。いったい、どのような利益を目指して譲渡制限特約が利用されているのだろうか。同条約は、一定の種類の債権につき譲渡制限特約の第三者効を認めないルールを採用したが、これまで譲渡制限特約により確保されてきた「相殺利益の確保」又は「原因契約変更機会の確保」といった債務者の利益を保護するために、「債権譲渡と相殺」又は「原因契約の変更」に関する規定(18条又20条)が設けられているから、金融取引においても譲渡制限特約を締結する必要はないのではないだろうか。金融取引においては、これらの法的手段では保護されず、譲渡制限特約を締結することによって初めて保護される債務者の利益は、具体的に何であろうか。

国連国際債権譲渡条約の立法過程では、金融取引から発生する債権の債務者に関する特則として、次の条文案が提案された。すなわち、「……条(取引債権でない債権の債務者に関する特則)(1)本条は、取引債権でない債権のみに適用し、かつ、10条1項及び11条2項により規定されている譲渡に対する制限のみに適用する。(2)17条、18条、19条があるにかかわらず、債権の譲渡、債務者への譲渡通知、支払指示は、債務者の権利及び義務に対してその効力を有しない。債務者は承諾したときは、この限りではない。(3)20条2項の規定があるにかかわらず、この条約は、債務者が譲受人に対して有するすべての相殺権及び抗弁権を制限せず、債務者が譲渡通知を受け取った後にこのような抗弁権又は相殺権を取得しても構わない。(4)22条の規定があるにかかわらず、この条約は、譲渡人と債務者との間で原因契約を変更するために締結された合意が譲受人に対して有する効力を制限しない。(5)10条2項及び

<sup>29</sup> 池田真朗「UNCITRAL 国連国際債権譲渡条約草案」NBL772号(2001年)31頁参照。

11条3項があるにもかかわらず、債権を譲渡する譲渡人は、譲渡制限の違反により債務者に対して責任を負わず、その違反は効力を生じない。<sup>30</sup>。債務者の利益を保護するために「債権譲渡と相殺」又は「原因契約の変更」に関する規定等が設けられたとしても、債務者の利益が十分に保護されない場面があるということが分かった。本稿においては、譲渡制限特約により目指される利益に着目して預貯金債権との関係で譲渡制限特約の存在意義を解明したが、他の金融取引から発生する債権について、よりいっそう細かい議論が行われるべきであろう。

---

<sup>30</sup> A/CN.9/466,para.71 Chinese version p15.